

那珂市国民保護計画

平成31年3月

那 珂 市

作 成：平成 19 年 3 月

第 1 回変更：平成 23 年 3 月

第 2 回変更：平成 31 年 3 月

目次

はじめに

第1編 総則	3
第1章 計画の基本	3
第1節 国民保護計画の目的	3
第1 目的（法第3条第2項、法第35条第1項）	3
第2 本計画に定める事項（法第35条第2項、法第182条）	3
第3 対象	3
第2節 計画の構成	3
第3節 市地域防災計画等との関連	3
第4節 事態対処法制と国民保護計画の策定の流れ	4
第1 事態対処法	4
第2 関連法制	4
第3 国民保護計画の策定の流れ	6
第5節 本計画の作成・見直し変更手続（法第35条第8項、第39条第3項）	6
第2章 国民保護措置に関する基本方針	7
第3章 関係機関の役割と事務又は業務の大綱	8
第1節 国民保護措置の仕組み	8
第2節 関係機関の責務等	9
第3節 関係機関の事務又は業務の大綱	10
第1 那珂市	10
第2 茨城県	10
第3 広域事務組合	11
第4 指定地方行政機関	11
第5 防衛省	12
第6 指定公共機関及び指定地方公共機関	12
第4章 市の地理的、社会的特徴	13
第1節 自然環境の特性	13
第1 位置	13
第2 地形	13
第3 地質	13
第4 気候	14
第2節 社会環境の特性	15
第1 概要	15
第2 人口	15
第3 経済	16
第3節 交通	17
第4節 原子力施設	18
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	19
第1節 武力攻撃事態	19
第2節 緊急対処事態	21
第3節 NBC兵器による攻撃	21
第4節 緊急対処事態への対処	23
第2編 平素からの備え	24
第1章 組織・体制の整備	24
第1節 組織・体制の整備	24
第1 各部局における平素の業務	24
第2 職員の参集基準等	25
第3 国民の権利利益の救済に係る手続等	26
第2節 関係機関との連携	26
第1 連携体制の整備	26
第2 県との連携	26
第3 他の市町村との連携	26
第4 指定（地方）公共機関等との連携	26
第5 ボランティア団体等に対する支援	27
第3節 通信の確保	27
第4節 情報収集・提供等の体制整備	27
第1 基本的考え方	27
第2 警報等の伝達に必要な準備（法第47条基第4章第1節1）	27
第3 安否情報の収集整理及び提供に必要な準備（法第94条第2項基第4章第2節6）	27
第4 被災情報の収集・報告に必要な準備	28
第5節 研修及び訓練	28
第1 研修	28
第2 訓練	29
第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	30
第1節 避難に関する基本的事項（基第4章第1節）	30
第1 基礎的資料の準備	30
第2 警報の伝達・通知	30
第3 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮	31
第2節 避難及び救援に関する平素からの備え（法第61条、76条、基第4章第1節～4節）	31
第1 避難施設	32
第2 運送の確保	32

第3節 救援	3 2
第1節 救援に関する基本的事項	3 2
第3章 生活関連等施設の把握等	3 2
第1節 生活関連等施設の把握(法第102条、基第4章第3節)	3 2
第4章 物資及び資材の備蓄、整備	3 3
第1節 市における物資及び資材の備蓄・整備	3 3
第2節 県・近隣市町村・関係団体等と連携した備蓄・調達	3 3
第5章 広報・啓発	3 3
第1節 広報・啓発体制の整備	3 3
第2節 市民に対する国民保護措置に関する広報・啓発(法第43条基第1章)	3 3
第3節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発(法第98条)	3 3
第3編 武力攻撃事態等への対処	3 4
第1章 実施体制の確立	3 4
第1節 市の実施体制	3 4
第1節 事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合	3 4
第2節 原因不明の事案が発生した場合(法第29条第11項、基第3章第2節5)	3 4
第2章 市国民保護対策本部の設置等	3 5
第1節 市国民保護対策本部の設置(法第29条第11項基第3章第2節5)	3 5
第1節 対策本部の組織等	3 5
第2節 対策本部長の権限	4 0
第3節 対策本部の開設手順等	4 0
第2節 現地対策本部の設置	4 0
第1節 現地対策本部の組織	4 0
第2節 現地対策本部の所掌事務	4 0
第3節 現地対策本部会議の開催	4 0
第4節 現地調整所の性格について	4 1
第3節 初動連絡体制会議の開催	4 1
第1節 初動連絡体制の組織	4 1
第2節 初動連絡体制の所掌事務	4 1
第4節 市災害対策本部・市危機管理対策本部の設置	4 1
第3章 関係機関との連携協力の確保	4 2
第1節 国・県の対策本部との連携	4 2
第2節 県への措置要請等	4 2
第3節 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等	4 2
第4節 指定(地方)公共機関への措置要請(法第11条第4項)	4 2
第5節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	4 2
第1節 他の市町村に対する応援の要求	4 2
第2節 県に対する応援の要求(法第14条、第18条)	4 2
第3節 事務の一部の委託	4 2
第6節 指定(地方)行政機関の長等に対する職員の派遣要請(法第29条第3項第18条)	4 2
第7節 市の行う応援等	4 3
第1節 他の市町村に対して行う応援等	4 3
第2節 指定(地方)公共機関に対して行う応援等(法第21条第2項)	4 3
第8節 住民等の自発的な協力との連携	4 3
第9節 住民への協力要請(法第4条第1項)	4 3
第4章 警報及び避難の指示等	4 4
第1節 警報の通知及び伝達	4 4
第1節 警報の通知等(基第4章第1節)	4 4
第2節 警報伝達の基準(基第4章第1節)	4 4
第3節 緊急通報の発令(基第4章第3節)	4 5
第2節 避難の指示・退避の指示	4 6
第1節 避難の指示(基第4章第1節)	4 6
第2節 退避の指示	4 7
第3節 避難誘導	4 8
第1節 避難誘導の流れ	4 8
第2節 避難実施要領の作成(基第4章第1節)	4 8
第3節 避難住民の誘導	4 9
第4節 事態想定を踏まえた避難	5 0
第4節 避難実施要領のパターン	5 5
第1節 弾道ミサイル攻撃の場合	5 5
第2節 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	5 6
第5章 救援	6 4
第1節 救援の実施	6 4
第1節 救援の実施主体	6 4
第2節 救援の実施(法第75条、令9、10)	6 4
第3節 救援の内容	6 5
第6章 安否情報の収集・提供	6 8
第1節 安否情報の収集	6 8
第1節 市長による収集	6 8
第2節 収集の方法	6 8
第3節 収集する対象と項目	6 8
第4節 安否情報の報告時期	6 8
第2節 安否情報の提供	6 8
第1節 安否情報の照会の受付	6 8
第2節 安否情報の回答	6 8

第3節 照会の要件と回答の内容	69
第3節 日本赤十字社に対する協力	69
第4節 個人情報の保護への配慮	69
第7章 武力攻撃災害への対処	69
第1節 関係機関の役割	69
第1節 国の役割	69
第2節 県の役割	69
第3節 市・消防の役割	70
第2節 応急措置等の実施	70
第1節 緊急通報	70
第2節 退避の指示	70
第3節 警戒区域の設定	70
第4節 消火・救助・救急活動	71
第3節 生活関連等施設の安全確保	72
第1節 生活関連等施設の安全確保	72
第2節 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止	73
第3節 武力攻撃原子力災害への対処	74
第4節 N B C攻撃による災害への対処	75
第1節 関係機関の役割	75
第2節 市の役割	76
第5節 廃棄物の処理	77
第1節 し尿処理	77
第2節 ごみ処理	77
第3節 がれき処理	77
第8章 被災情報の収集・報告・公表	77
第1節 被災情報の収集	77
第2節 被災情報の報告	77
第3節 公表・情報提供	78
第9章 保健福祉・衛生	78
第1節 防疫活動	78
第2節 食品衛生監視活動	78
第3節 飲料水衛生確保対策	78
第4節 避難住民等の健康維持活動	79
第1節 巡回相談等の実施	79
第2節 心の健康相談等の実施	79
第5節 福祉サービスの提供	79
第1節 福祉ニーズの把握	79
第2節 支援活動	79
第3節 緊急入所等	79
第6節 応援要請	79
第7節 動物の保護等に関する配慮	79
第10章 国民生活の安定	79
第1節 生活関連物資等の価格安定	79
第2節 避難住民等の生活安定等	80
第3節 生活基盤等の確保	80
第11章 特殊標章等の交付及び管理	80
第1節 意義	80
第2節 内容	80
第3節 特殊標章等の交付及び管理	80
第4編 復旧等	81
第1章 施設の応急復旧	81
第1節 基本的事項	81
第1節 復旧のための体制・資機材の整備	81
第2節 応急復旧の実施	81
第3節 通信手段の確保	81
第4節 県等に対する支援要請	81
第5節 主要施設の応急復旧	81
第2章 武力攻撃災害の復旧	81
第1節 国における所要の法制の整備	81
第2節 所要の法制が整備されるまでの復旧	81
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	82
第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	82
第1節 国に対する負担金の請求方法	82
第2節 関係書類の保管	82
第2節 損失補償、損害補償及び損失補てん	82
第1節 損失補償	82
第2節 損害補償	82
第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん	82
第3節 国民の権利利益に関する文書の保存	82
第5編 資料	83
第1節 安否情報報告書様式	83
第2節 那珂市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	85
第3節 避難施設のデータベース	91

はじめに

国の平和や安全は、政府や国民の不断の努力によって得られるものでありますが、世界に目を向けると地域紛争やテロ行為などが相次いでおり、我が国においても決してそうしたことと無縁であるとは言い難い状況もあり、万一来に備えておく必要があります。

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 35 条の規定に基づき、大規模テロや武力攻撃事態等が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の安全を確保するために作成しました。

特に、茨城県は首都東京に近接しており、多くの原子力関係の施設や石油コンビナートが立地し、本市内には原子力関係の施設が立地しているため、この計画は、そうした状況を十分踏まえたものとなりました。

武力攻撃事態等があった場合は、本市はこの計画に基づき、国や県、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携を図り、その組織及び機能の全てを挙げて、市民のために避難・救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとなります。

さらに、国民保護措置の実施にあたっては、基本的人権の尊重と市民あがての協力が不可欠と考えられるので、平素からの十分な備えと、ひとたび事態が生じた場合には、迅速かつ的確な対応が出来るよう市民の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、那珂市国民保護計画（以下、本計画と略す）については、様々な事態に的確に対応するため、日頃より図上訓練等により検証を行いながら、その都度、市民の皆様や市国民保護協議会の御意見をいただき、必要な修正を行ってまいります。この計画に使われている主な用語の定義等は次のとおりです。

1 用語の定義

用 語	定 義
国 民 保 護 措 置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等である。
指 定 公 共 機 関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。
指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めたもの。
武 力 攻 撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武 力 攻 撃 事 態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。
緊 急 対 処 事 態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
テ ロ 攻 撃	その攻撃を実施する主体が国家ではなく、特定や捕捉が困難である者が、自らの政治目的を達成するために暴力を用いて恐怖心を与える攻撃。
指 定 行 政 機 関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第 1 条に定める機関。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関。
対 処 基 本 方 針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府が作成する武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。

2 法律・機関名等の略称

略 称	正 式 名 称
国 民 保 護 法 (法)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令(令)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
事 態 対 処 法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
県 国 民 保 護 対 策 本 部	茨城県国民保護対策本部(本部長=知事)
県国民保護現地対策本部	茨城県国民保護現地対策本部
県 国 民 保 護 対 策 本 部 等	茨城県国民保護対策本部及び茨城県緊急対処事態対策本部
県 国 民 保 護 協 議 会	茨城県国民保護協議会(会長=知事)
県 危 機 管 理 対 策 本 部	茨城県危機管理対策本部(本部長=知事)
県 危 機 管 理 連 絡 会 議	茨城県危機管理連絡会議(議長=危機管理監)
基 本 指 針 (基)	国民の保護に関する基本指針
市 国 民 保 護 対 策 本 部 等	市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部
県地域防災計画(地震編)	茨城県地域防災計画(地震災害対策計画編)
県 地 域 防 災 計 画 (風 水 害 等 編)	茨城県地域防災計画(風水害等対策計画編)

第 1 編 総則

第 1 章 計画の基本

法律・機関名等の略称は、前編の「2 法律・機関名等の略称」に示す。

第 1 節 国民保護計画の目的

第 1 目的（法第 3 条第 2 項、法第 35 条第 1 項）

この計画は、本市域において、武力攻撃等から市民等の生命・身体及び財産を保護し、市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、市民の避難、避難市民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

第 2 本計画に定める事項（法第 35 条第 2 項、法第 182 条）

この計画においては、本市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号の以下に掲げる事項について定めるほか、本市は、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

- ① 本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 本市が実施する国民保護法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、本市の区域に係る国民保護措置等に関し市長が必要と認める事項

第 3 対象

この計画は、本市域の住民はもとより、武力攻撃事態等の発生の際に、通勤、通学、旅行などで本市域に滞在する者や、本市域を越えて本市域に避難してきた者も保護の対象とする。また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。

第 2 節 計画の構成

市国民保護計画の構成は次のとおりとする。

- 第 1 編 総則
- 第 2 編 平素からの備え
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 資料

第 3 節 市地域防災計画等との関連

この計画は、武力攻撃事態等において、市民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めており、この計画に明記されていない事項については、「那珂市地域防災計画」等において定められている防災に関する既存の取組を活用することとする。

1 市地域防災計画（自然災害等対策編）との関連

事態の原因が未だ不明である場合等においては、大規模事故や災害として「市地域防災計画（自然災害等対策編）」により対処が行われる。

2 市地域防災計画（原子力災害対策編）との関連

武力攻撃原子力災害への対処については、本計画に定めるもののほか「市地域防災計画（原子力災害対策編）」の規定を準用して行うものとする。

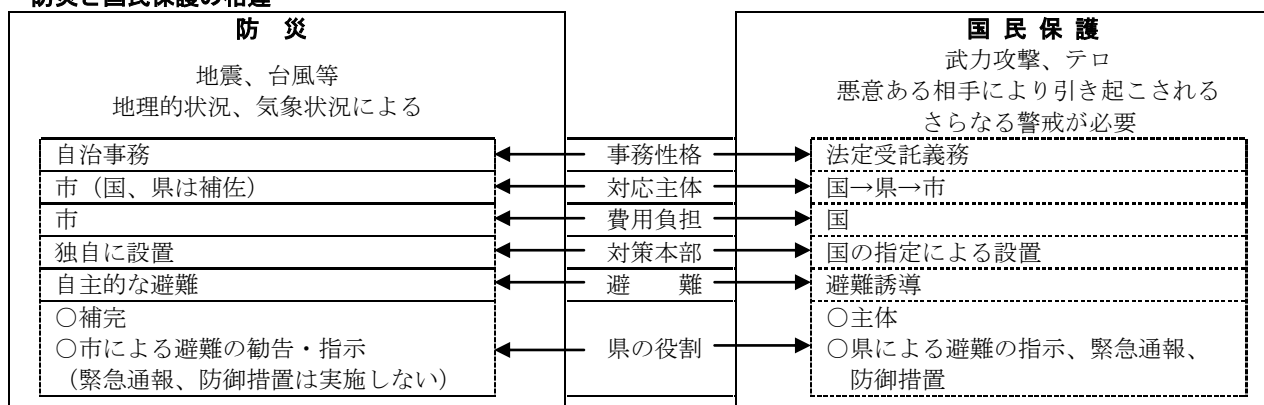
3 防災（自然災害対策）と国民保護

自然災害対策のことを、「防災」と呼んでいるが、この防災と国民保護の被害対処の相違について次表にまとめた。

防災と国民保護の被害対処

	未然防止	起きた場合に被害を 最小限化する措置	起きた場合の対処
武力攻撃 テロ	○我が国としての、また国際社会を通じたできる限りの外交努力 ○テロの未然防止に関する行動計画 ・テロリストを入国させないための対策 ・テロリストを自由に活動させないための対策 ・テロに使用されるおそれのある物資の管理強化	○平素からの取組み← ・訓練 ・地域における協力体制の構築 ・生活関連等施設の安全確保	国民保護計画 ↓ ○国民保護法の枠組み警報伝達、避難など
自然災害 (地震 ・大雨)		○平素からの取組み← ・訓練 ・治山、治水対策 ・災害に強いまちづくり ・耐震化・防火対策	地域防災計画 ↓ ○災対法の枠組み

防災と国民保護の相違



第4節 事態対処法制と国民保護計画の策定の流れ

第1 事態対処法

平成15年6月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。

第2 関連法制

武力攻撃事態等の対処に当たっては、事態等の推移に応じ、事態等を終結させるための措置並びに国民を保護するための措置を実施することとされている。これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。

- ① 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- ② 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）
- ③ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）
- ④ 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）
- ⑤ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）
- ⑥ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）
- ⑦ 自衛隊法の一部を改正する法律

このうち国民保護法は、武力攻撃事態等における国民の保護について、国、地方公共団体、指定公共機関等の具体的な役割分担等を定めるとともに、避難、救援、武力攻撃災害への対処等に関する措置等に関し必要な事項を定めたものである。

また、関連する条約としては、ジュネーヴ諸条約のほか、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第二追加議定書）がある。また、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米物品役務相互提供協定）がある。

武力攻撃事態等への対処に関する法制

事 態 対 処 法

武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定

事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような
関連法制が整備

国民の保護のための法制	国民保護法 住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害 への対処に関する措置などを規定
米軍・自衛隊の行動の円滑化 に関する法制	米軍行動関連措置法 米軍の行動に伴い国が実施する行動関連措置 （自衛隊から米軍へ物品・役務の提供、米軍の 行動等を国民へ情報提供など）について規定 地方公共団体等は、要請を受け、措置に協力 改正自衛隊法 災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍に 対する物品・役務の提供権限を新設 海上輸送規制法 海上における外国の軍用品・軍隊の輸送を規制 するため、自衛隊が停船検査、回航措置を実施
交通及び通信の総合的な調整 等に関する法制	特定公共施設利用法 特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道 路、海域、空域及び電波）の利用を調整するた め、国対策本部長は、関係する地方公共団体の 長等の意見を聴いて利用指針を策定
捕虜の取扱いに関する法制	捕虜取扱法 捕虜等の人道的な待遇の確保、生命・身体・健 康・名誉の尊重、侵害・危難からの保護を行う ため、捕虜等の拘束、抑留などの取扱いに関し 必要な事項を規定
武力紛争時における非人道的 行為の処罰に関する法制	国際人道法違反処罰法 ジュネーヴ諸条約等に規定する重大な違反行為 のうち刑法等で対応できない行為（重要文化財 破壊罪、捕虜送還遅延罪など）に対する罰則を 整備

改正自衛隊法

防衛施設構築に関する規定、関係法律の適用
除外等を追加し、自衛隊の行動を円滑化

知事は、要請に基づき、防衛施設に必要な土
地を使用できる

改正安全保障会議設置法

武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し
首相へ答申

日米物品役務相互提供協定 （ACSA）を改定

分野：共同訓練、PKO等、周辺事態以外
に、武力攻撃事態等、国際貢献・大規模災害
を追加

内容：食料、燃料、通信設備など以外に弾薬
を追加

国際人道法であるジュネーヴ条約 の追加議定書を締結

ジュネーヴ四条約（1949）
国家間の武力紛争時に発生する傷病者や捕虜
の人道的待遇、非人道的行為の処罰等に
ついて規定（締結済）

第一・第二追加議定書（1977）

第二次世界大戦後の武力紛争の多様化に対応
して諸条約を補完・拡充

第3 国民保護計画の策定の流れ

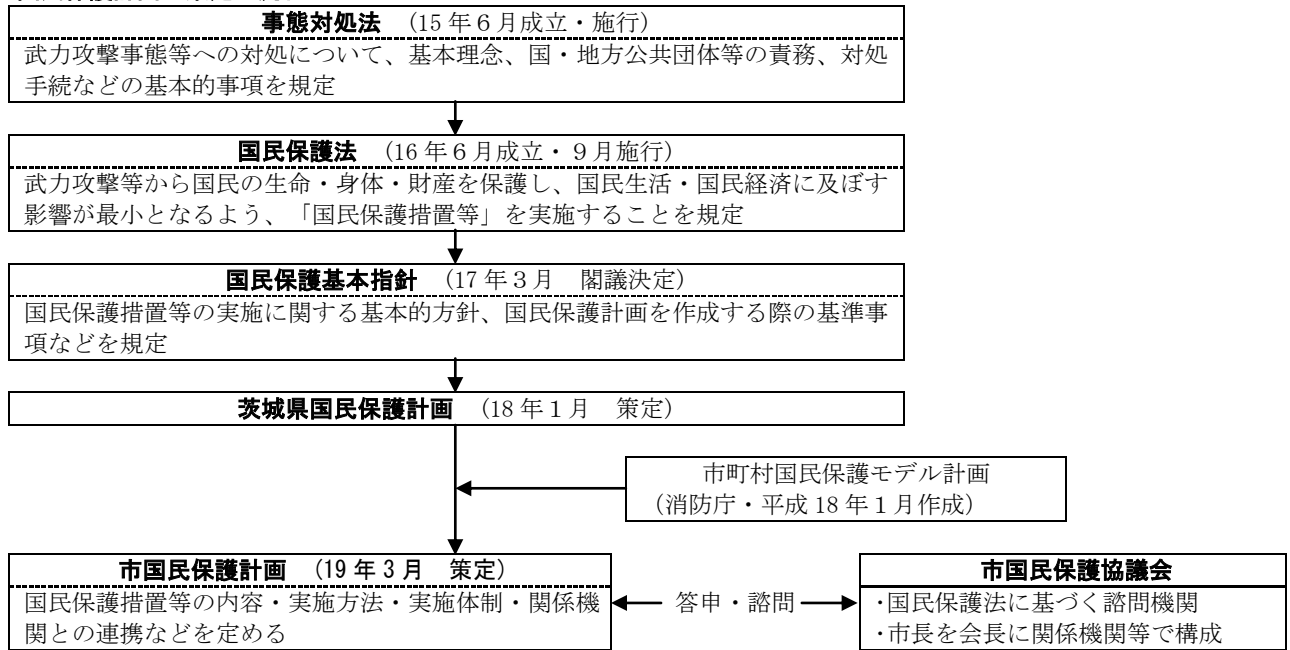
国民保護措置等の実施に当たっては、国民保護計画をあらかじめ策定し、これに基づき実施することになっている。

国民保護法では、計画策定のガイドラインとなる「国民の保護に関する基本指針（以下、「国民保護基本指針」という。）を国が作成することになっており、平成17年3月に閣議決定された。

知事は、これに基づいて、平成18年1月、「茨城県国民保護計画」を策定した。

市長は、これらを踏まえ、「市国民保護協議会」を設置し、諮問したうえで、「市国民保護計画」を策定する。

国民保護計画の策定の流れ



第5節 本計画の作成・見直し変更手続(法第35条第8項、第39条第3項)

1 市国民保護計画の作成

市国民保護計画の作成に当たって、次の手続等をとる。

- ① 市国民保護協議会に諮問する。
- ② 指定行政機関の国民保護計画、県国民保護計画及び他の市町村の国民保護計画との整合性を確保する。なお、他市町村と関係のある事項を定めるときは、当該市町村長の意見を聴く。
- ③ 知事に協議する。
- ④ 市議会に報告する。
- ⑤ 住民に公表する。

2 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、県計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。市が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たっての、特に留意すべき事項と基本方針は次のとおりである。

1 基本的人権の尊重(法第5条、基第1章1)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 市民の権利利益の迅速な救済(法第6条、基第1章2)

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理する。

3 市民に対する情報提供(法第8条、基第1章3)

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保(法第3条、基第1章4)

市は、国、県、近隣市町村非常通信協議会、並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備を図る。

5 市民の協力(法第4条、基第1章5)

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮(法第7条、基第1章6)

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施(法第9条、基第1章7)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意するとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保(法第22条、法第73条第3及び4項(第79条第2項の準用を含む)、第110条、基第1章8)

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の役割と事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割をあらかじめ把握する。

第1節 国民保護措置の仕組み

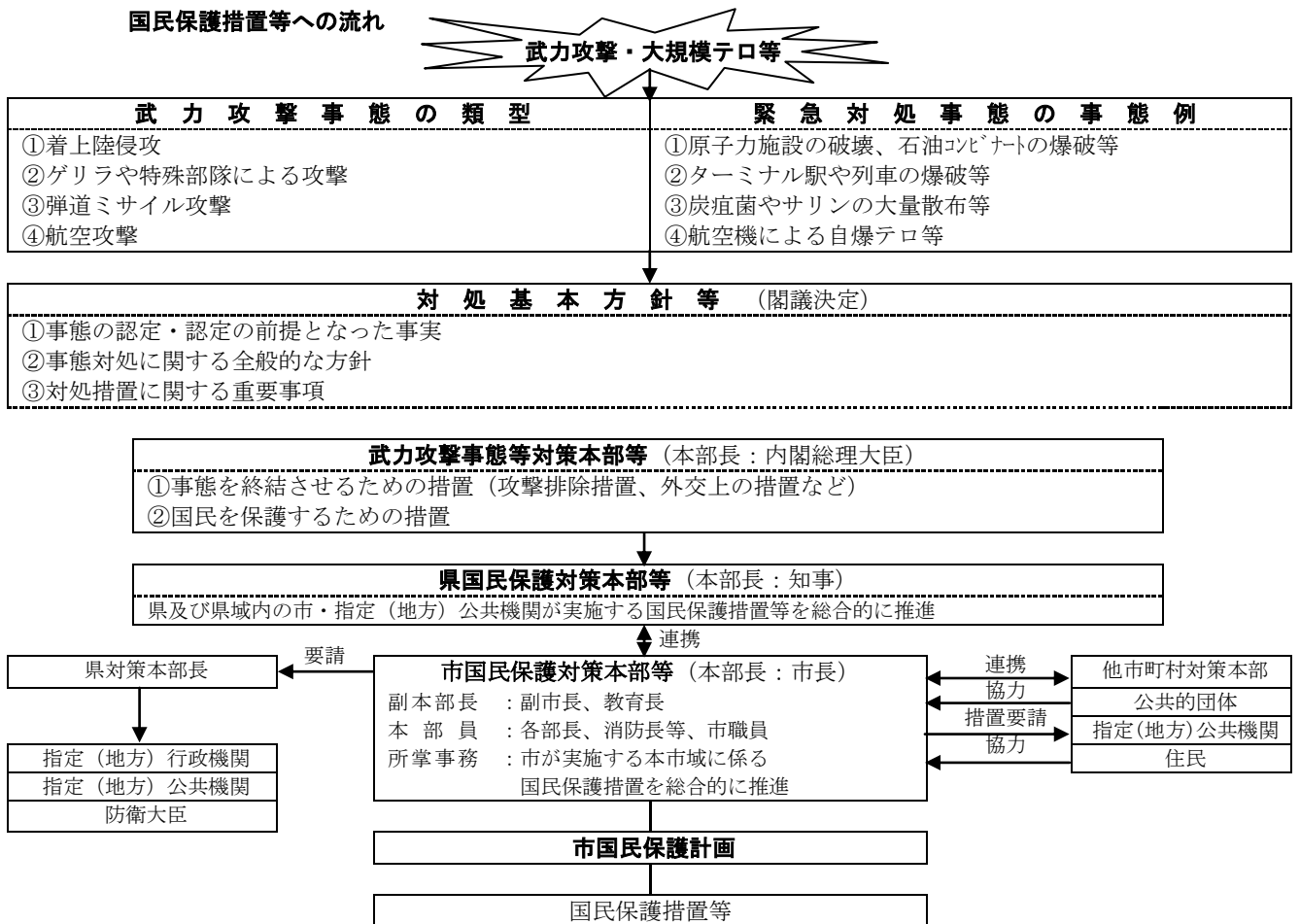
国民保護法では、武力攻撃等から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国や地方公共団体などは国民保護措置等を実施することとされている。

武力攻撃等が発生した場合、国・県・市等は、次図のような流れで、国民保護措置等を実施することになる。

「武力攻撃」（我が国に対する外部からの武力攻撃）や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」（大規模テロ等）が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「武力攻撃事態等対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。

これを受け、県、市は、「国民保護対策本部」等を設置し、国民保護計画に基づき、「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」を実施する。

国民保護措置等への流れ



「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」は、主として、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処により構成されている。（次図：国民保護措置の仕組み）

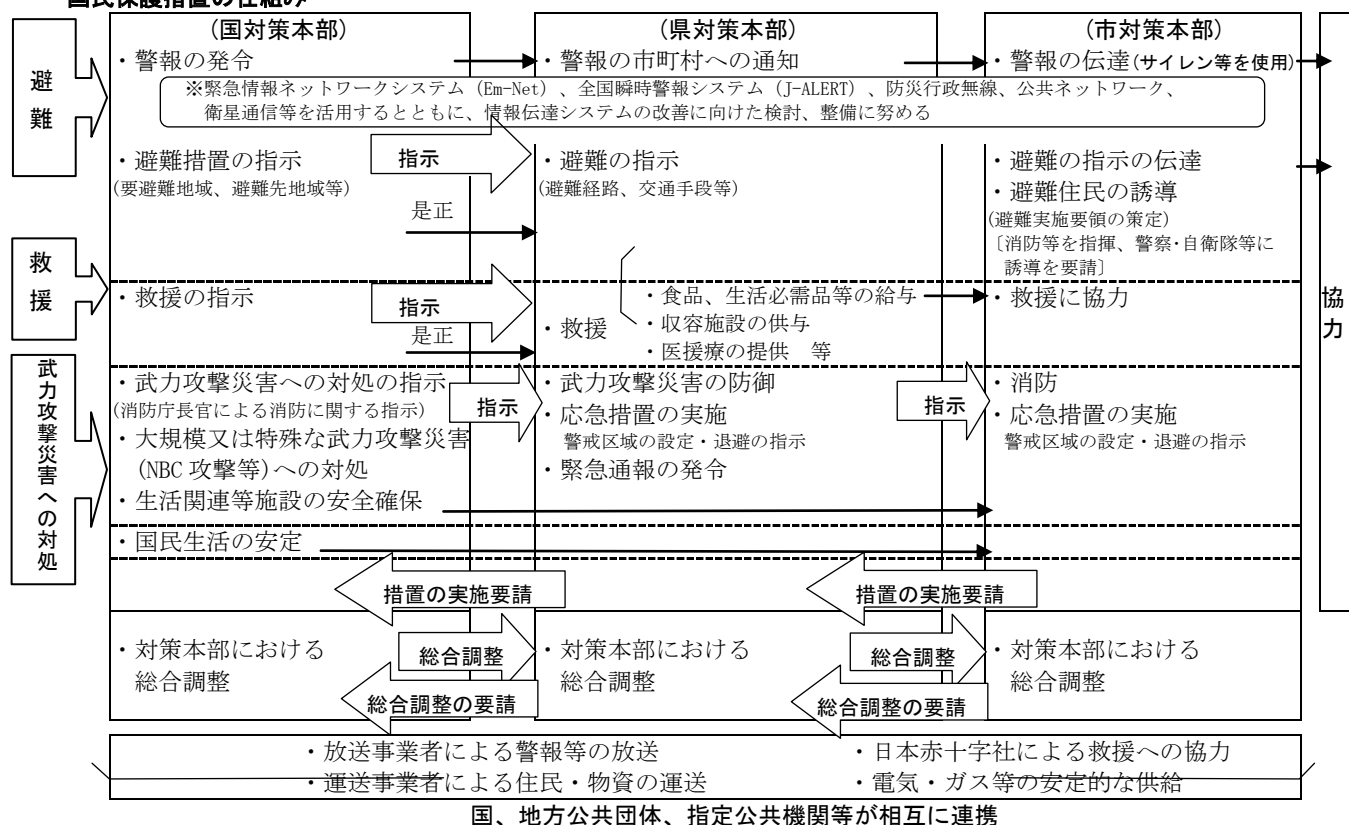
「避難」では、まず事態の発生に伴い、国が警報を発令し、県は市へ通知し、市が住民へ伝達する。次に、国が要避難地域と避難先地域を定めるので、これを受けて、県は主な避難経路と交通手段等を示し、市を通じて住民へ避難の指示を行い、市が住民を避難誘導する。

「救援」では、市は、県から指示を受け、又はこれを補助して、避難施設等において、関係機関等の協力を得ながら、避難住民等に対し、水、食料や医療の提供などを行う。

また、安否情報については、市が中心となって収集し、その情報を県は整理して国へ報告を行い、住民等への提供は、市、県及び国が、個人情報の保護に十分留意し、実施する。

「災害対処」では、市等が消火活動などを行うとともに、県等と協力して、警戒区域を設定し、立入制限などを行い、二次災害を防止する。

国民保護措置の仕組み



第2節 関係機関の責務等

国民保護措置等の実施主体である市及び国・県等の関係機関の責務等は、次のとおりである。

1 国

国は、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民保護措置等を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護措置等を的確かつ迅速に支援し、並びに国民保護措置等に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する。

2 県

県は、自ら住民に対する避難の指示、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、県域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する。

3 市

市は、自ら警報等の住民への伝達や避難誘導、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する。

4 消防本部

消防本部等は、武力攻撃災害への対処や避難住民等の救援を行うとともに、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などの措置を行う。

5 消防団

消防団は、市長の指揮の下、武力攻撃災害への対処を消防本部等と協力して行うとともに、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などの措置を他の関係機関と連携して行う。

6 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民保護措置等を実施する

7 住民の協力

市は、国民保護法の規定により、①避難住民の誘導に必要な援助、②避難住民等の救援に必要な援助、③消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な援助、④保健衛生の確保に必要な援助について、安全性の確保に配慮したうえで、自発的な協力が得られるよう要請することができる。

第3節 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置等に関し、市、県、指定地方行政機関及び指定（地方）公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

第1 那珂市

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

那珂市消防本部

- 1 消防、防災活動に関すること
- 2 災害の予防警戒及び防御
- 3 人命の救出、救助及び応急救護
- 4 災害時の救助、救急、情報の伝達
- 5 危険物の安全確保のための指導

那珂市福祉事務所

- 1 災害救助法の適用に関すること
- 2 生活救援物資の供給

第2 茨城県

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の通知
- 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、立入制限区域の指定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 10 交通規制の実施
- 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

常陸大宮保健所

- 1 医療救護及び助産活動
- 2 医療施設の保全
- 3 防疫その他保健衛生
- 4 毒物、劇物に関すること

常陸大宮土木事務所

- 1 県の所管する河川、道路及び橋梁の保全
- 2 水防活動の指導

第3 広域事務組合

大宮地方環境整備組合

- 1 被災地におけるごみの収集・処理
- 2 被災地におけるし尿の収集・処理
- 3 市の行う防災活動への協力

第4 指定地方行政機関

原子力規制庁東海・大洗原子力規制事務所

- 1 原子力施設及び放射線施設の安全に係る規制
- 2 原子力施設及び放射線施設周辺の環境放射線の監視
- 3 原子力施設及び放射線施設に対する武力攻撃災害時における情報の収集及び伝達

関東管区警察局

- 1 管区内各県、県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整
- 2 他管区警察局との連携
- 3 管区内各県、県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- 4 警察通信の確保及び統制

関東総合通信局

- 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整
- 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること
- 3 非常事態における重要通信の確保
- 4 非常通信協議会の指導育成

関東財務局

- 1 地方公共団体に対する災害融資
- 2 金融機関に対する緊急措置の要請
- 3 普通財産の無償貸付
- 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会

横浜税関鹿児島税関支署

- 1 輸入物資の通関手続

関東信越厚生局

- 1 救援等に係る情報の収集及び提供

茨城労働局

- 1 被災者の雇用対策

関東農政局 茨城農政事務所

- 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
- 2 農業関連施設の応急復旧

関東森林管理局

- 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給

関東経済産業局

- 1 ライフライン（電気、ガス、工業用水道）の復旧対策
- 2 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保
- 3 事業者（商工業等）の業務の正常な運営の確保

関東東北鉱山保安監督部関東支部

- 1 危険物等の保全
- 2 鉱山における災害時の応急対策

関東地方整備局 常陸河川国道事務所

- 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧

東京管区气象台 水戸地方气象台

- 1 気象状況の把握及び気象情報の提供

関東運輸局

- 1 運送事業者への連絡調整
- 2 運送施設及び車両の安全保安

東京航空局 新東京空港事務所

- 1 飛行場使用に関する連絡調整
- 2 航空機の航行の安全確保

第5 防衛省

自衛隊

- 1 警報及び避難措置の指示の伝達
- 2 避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
- 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等
- 4 警戒区域の設定等及び退避の指示
- 5 消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

北関東防衛局

- 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
- 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

災害研究機関

- 1 武力攻撃災害に関する指導、助言等

放送事業者

- 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

運送事業者

- 1 避難市民の運送及び緊急物資の運送
- 2 旅客及び貨物の運送の確保

電気通信事業者

- 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
- 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い

電気事業者

- 1 電気の安定的な供給

ガス事業者

- 1 ガスの安定的な供給

病院その他の医療機関

- 1 医療の確保

公共的施設の管理者

- 1 河川管理施設、道路の管理

日本赤十字社

- 1 救援への協力
- 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

日本銀行

- 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
- 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

郵便事業を営む者

- 1 郵便の確保

(福)茨城県社会福祉協議会

- 1 ボランティア団体の支援

第4章 市の地理的、社会的特徴

第1節 自然環境の特性

第1 位置

本市は、関東平野の北東部にあって、茨城県の中央よりやや北部に位置し、東西約 16 キロメートル、南北約 13 キロメートル、97.82 平方キロメートルの面積を有し、逆三角形に近い輪郭を示している。南は県都水戸市に隣接し、東はひたちなか市、東海村に接し、北東は久慈川を隔てて常陸太田市と相對している。北西は常陸大宮市、さらに那珂川を境に城里町と隣接している。

位置図



第2 地形

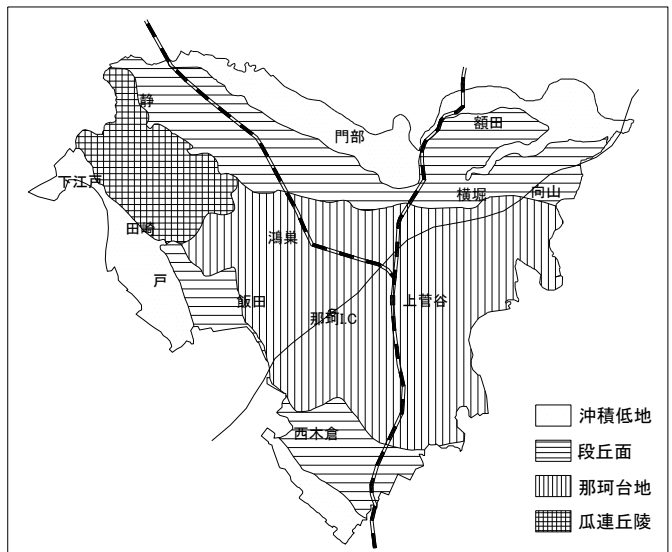
本市は、その大半が久慈川と那珂川に挟まれた広域な平坦地形上に位置している。この平坦地形は“那珂台地”と呼ばれ、茨城県南部の一带を占める洪積台地のひとつである。西端の戸崎付近では標高 50～60m、これより東側では標高 30～40mの高さで、全体として東に向かって緩やかに低くなっている。また、台地上を北西～南東に走る浅い谷が特徴的である。

那珂台地の縁辺部には、久慈川および那珂川により形成された段丘地形が発達している。段丘面と那珂台地面はほぼひと続きとなっているため、地形的に両者を区分することは難しいが、一部では1m内外の高度差が認められるところもある。これらの段丘面は、その代表的な分布域から、久慈川側では“額田段丘”、那珂川側では“上市段丘”とも呼ばれている。

一方、那珂市北西部の静、下江戸、大内、田崎付近にかけては、北北西-南南東方向の小丘陵が存在する。これは“瓜連丘陵”と呼ばれ、八溝山系から延びる丘陵地形の末端部にあたる。静付近では標高 100m前後で、南南東に向かって緩やかに低くなり那珂台地に接している。

また、本市の北側を境界する久慈川および南西側を境界する那珂川沿いには、沖積低地と呼ばれる広域な低地が形成されている。この沖積低地の末端部には明瞭な段丘崖が発達しており、上位の段丘面と境界されている。

地形区分図



第3 地質

本市の地盤を構成する地質は概ね次表のとおりであり、その分布は上述の地形とも密接に関連している。

基盤を成すのは新第三紀中新世の砂岩、泥岩および凝灰岩類で、広域的には“多賀層群”と呼ばれる地層である。第四紀層に広く覆われているために地表での露頭は少なく、丘陵および台地の縁辺部にのみ現れている。昭和 59 年に、額田南郷の久慈川沿いの本層からナカマチクジラの歯と骨片が発見されている。

第四紀更新世中期の引田層は砂礫、砂、シルト層などから成り、瓜連丘陵にのみ分布がみられる。現在の瓜連丘陵はかつて久慈川の河谷があったところで、引田層は、新第三紀の泥岩が削られた谷を埋積した古久慈川の河谷堆積層である。また、引田層の下位には古徳礫層、新町礫層と呼ばれる段丘礫層が埋没している。

那珂台地を構成する地質は更新世後期の見和層とこれを覆う茨城粘土層で、これらが台地の堆積面をつくっている。見和層は砂、シルト、泥を主体とし、一部は砂礫から成る海成の堆積物である。

段丘礫層は久慈川および那珂川により形成された厚さ数mの砂礫層で、見和層を覆って分布する河成堆積物である。那珂台地縁辺部に広がる段丘面（額田段丘、上市段丘）を形成している。

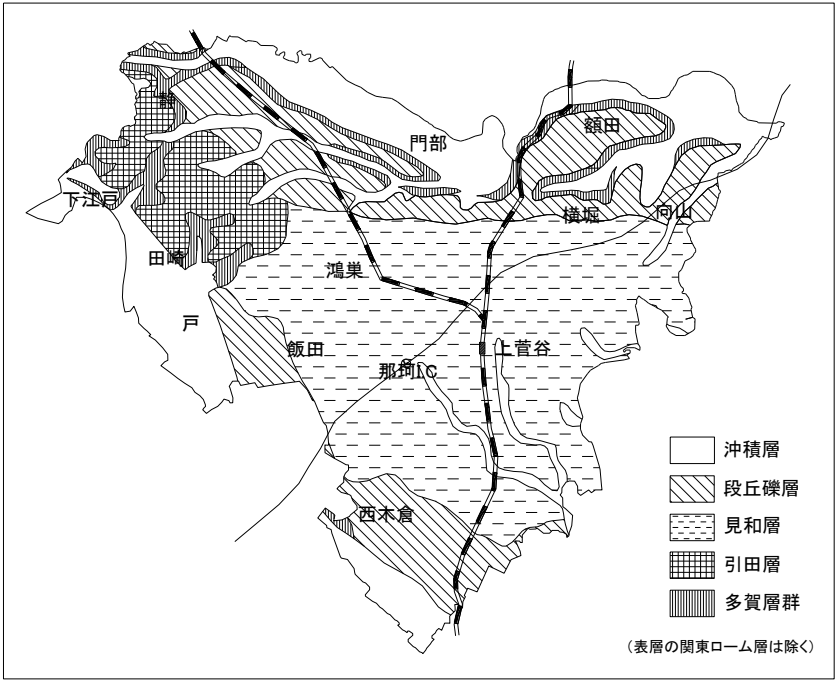
関東ローム層は、瓜連丘陵、那珂台地および縁辺部の段丘面を広く覆って広域に分布している。ローム層の厚さは最大5 m前後で、この中に20～30cmの鹿沼軽石層を挟在しているのが特徴的である。

沖積層は、久慈川および那珂川沿いの沖積低地に分布し、礫、砂、粘土から構成される。

地盤の地質構成

地質時代			地層名	備 考
第四紀	完新世 (沖積世)		沖積層	
	更新世 (洪積世)	後期	関東ローム層	鹿沼軽石層を挟在する
			段丘礫層	額田段丘, 上市段丘
			茨城粘土層	
			見和層	
		中期	引田層	
			新町礫層, 古徳礫層	
新第三紀	中新世		多賀層群	

地質図



第 4 気候

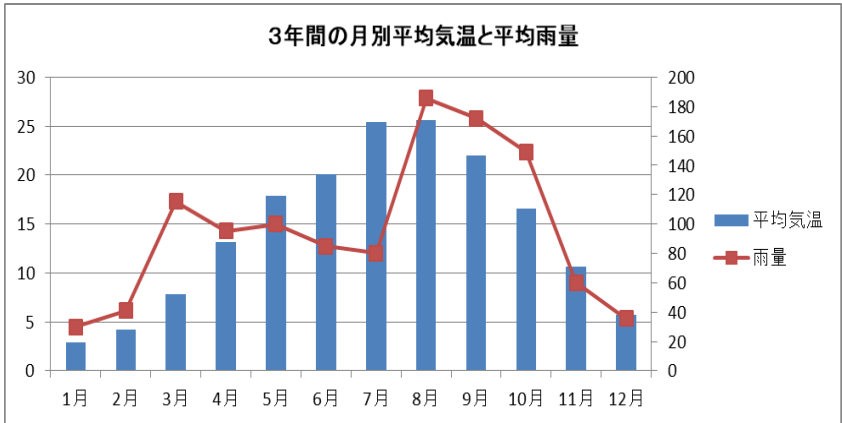
本市は、太平洋岸に近接した平野部という自然条件に加え、気候的にも東日本型の気候に属し、平均気温 13～14℃、平均湿度 74 パーセント程度で比較的温暖であり、冬期は降雨が少なく好天に恵まれている。

月別の平均気温と雨量

「資料：観測機器」

月	平均気温			3 年 合計	3 年平均 気温	雨 量			3 年 合計	3 年平均 雨量
	28 年	29 年	30 年			28 年	29 年	30 年		
1 月		3.2	2.5	(※)5.7	2.9		14.5	45.0	(※)59.5	(※)29.8
2 月		5.2	3.1	(※)8.3	4.2		68.5	13.5	(※)82.0	(※)41.0
3 月		6.1	9.5	(※)15.6	7.8		59.0	172.0	(※)231.0	(※)115.5
4 月	12.9	12.3	14.6	39.8	13.2	104.0	94.5	87.0	285.5	95.2
5 月	17.8	18.2	17.8	53.8	17.9	84.0	68.5	147.5	300.0	100.0
6 月	20.9	19.8	19.8	60.5	20.1	103.5	60.5	90.5	254.5	84.8
7 月	23.7	25.7	26.8	76.2	25.4	43.0	107.0	90.5	240.5	80.1
8 月	25.8	24.6	26.3	76.7	25.6	378.5	71.0	107.5	557.0	185.7
9 月	23.0	21.2	21.6	65.8	22.0	184.0	115.0	217.0	516.0	172.0
10 月	16.9	15.5	17.4	49.8	16.6	93.5	299.0	55.5	448.0	149.3
11 月	9.7	9.9	12.2	31.8	10.6	89.0	39.5	52.0	180.5	60.2
12 月	6.7	4.3	6.1	17.1	5.7	66.0	19.5	21.0	106.5	35.5

※平成 2 8 年 1 月～3 月は、機器未設置のため数値なし。1 月～3 月の合計及び平均は 2 年分とする。



第2節 社会環境の特性

第1 概要

本市を取り巻く社会経済情勢は近年大きく変化し、本格的な少子高齢社会、低成長社会を迎えつつある。また、情報化・国際化、価値観の多様化は急速に進展しており、それに伴い市民の暮らし方も変化している。

こうした社会的・経済的構造の変化によって、本市において発生する災害も過去の災害とは様相を異にし、複雑化と多様化の傾向を示すことが予想される。すなわち、単に自然環境のみから起因するものとして認識されていた災害から、次第に人為的・社会的要因に大きく左右される災害に変わってきつつある。

一方、本市は平成17年1月21日に那珂町と瓜連町が合併して誕生し、地方分権化の進展を見据えながら、「那珂市」としての新たなスタートをきった。このような制度的な枠組みの変更も踏まえ、変わりつつある災害に的確に対処していくことが求められている。

第2 人口

1 人口動態

本市の人口は、高度成長期以降、県都水戸市、工業都市日立市及びひたちなか市に隣接するという地理的条件からベッドタウン的な色彩で都市化が進行し、年々増加傾向にあった。しかし、いわゆるバブル経済崩壊後の平成7年以降は増加傾向の鈍化がみられ、「第2次那珂市総合計画」（平成30年3月）では、平成34年の人口を約52,500人程度、平成39年の計画人口を51,100人と減少することを予測している。一方、世帯数は増加しているが、一世帯当たりの人数は年々漸減傾向にあり、核家族化・少子化の進行が見られる。

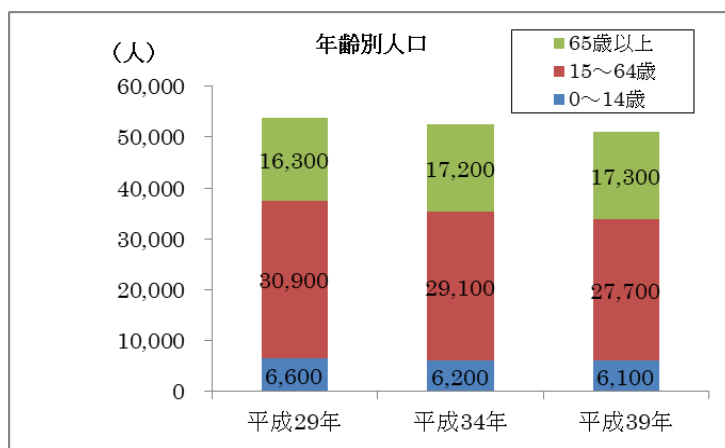
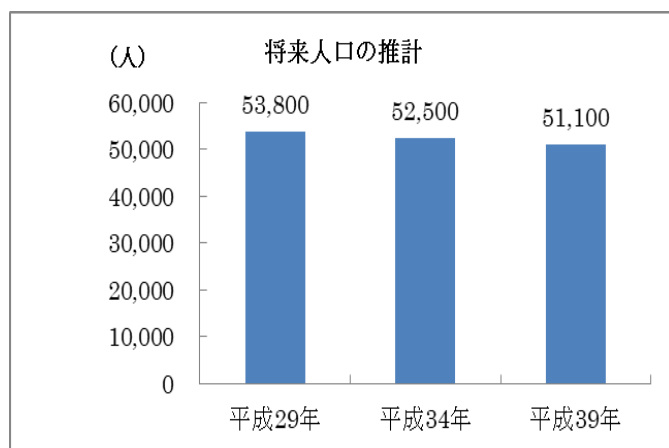
人口及び世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年	人口			世帯数			一世帯当たり人数
	那珂町	瓜連町	合計	那珂町	瓜連町	合計	
昭和55年	37,624	7,144	44,768	9,866	1,797	11,663	3.84
60	40,236	7,152	47,388	10,759	1,848	12,607	3.76
平成2年	42,561	8,517	51,078	11,968	2,278	14,246	3.59
7	45,007	9,171	54,178	13,485	2,565	16,050	3.38
12	45,936	9,086	55,022	14,563	2,726	17,289	3.18
17	54,705		54,705	18,034		18,034	3.03
22	54,240		54,240	18,889		18,889	2.87
27	54,276		54,276	20,025		20,025	2.71

資料：「国勢調査」

人口及び世帯数の想定



資料：平成30年3月「第2次那珂市総合計画」

2 少子・高齢化の進行

本市の15歳未満の年少人口の割合は、昭和55年には23.7%であったものが平成27年には12.5%となり、全国の割合12.6%を下回り、少子化は着実に進んでいる。出生率の大幅な回復は望めない状況にあり、少子化傾向は今後も続くものと考えられる。

一方、本市における65歳以上の高齢者人口の割合は、昭和55年には10.8%であったものが平成27年には29.0%となり、高齢化が着実に進んでいる。

15歳未満及び65歳以上の人口

(各年10月1日現在)

年	15歳未満					65歳以上				
	那珂町	瓜連町	合計	割合	全国割合	那珂町	瓜連町	合計	割合	全国割合
昭和55年	9,088	1,633	10,596	23.7%	23.5%	3,716	1,099	4,815	10.8%	9.1%
60	9,142	1,508	10,478	22.1%	21.5%	4,425	1,219	5,644	11.9%	10.3%
平成2年	8,237	1,336	9,935	19.5%	18.2%	5,511	1,435	6,946	13.6%	12.0%
7	7,661	1,698	9,364	17.3%	15.9%	6,852	1,697	8,549	15.8%	14.5%
12	6,943	1,703	8,370	15.2%	14.6%	8,318	1,945	10,263	18.7%	17.3%
17	7,586			13.9%	13.7%	11,599			21.2%	20.1%
22	7,138			13.2%	13.2%	13,392			24.7%	23.0%
27	6,779			12.5%	12.6%	15,693			29.0%	26.6%

資料：「国勢調査」

第3 経済

1 農業

農地が市の総面積の約5割を占めており、稲作を中心に野菜づくりが盛んである。主な生産物は、米のほか、大豆、さつまいも、小麦などである。

今後は、担い手の育成、地域特産物づくり、流通体制の整備により、高付加価値型の都市農業を推進していくことが検討課題である。

2 工業

製造品出荷額の約5割を機械・電気産業が占めている。また、従業員数からみると、30人未満の事業所が約8割と、小規模の事業所が中心となっている。

今後、常磐自動車道那珂ICへの至近性、利便性を活かし、那珂西部工業団地や向山工業専用地域、笠松工業団地へ優良企業の誘致を推進していく方向である。

3 商業

東日本大震災後、商店数、従業員数、販売額とも減少したものの、平成28年にかけては、食料品等の小売業については、販売額は上昇している。

今後は、賑わいと活気にあふれるまちを目指すため、道路の整備にあわせた魅力ある商店街の形成などにより、商業の活性化を図る。

商店数・年間商品販売額等

(平成28年6月1日現在)

	商店数	従業者数	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
県計	24,536	192,947	6,868,784	3,617,941
那珂市	393	2,930	75,564	53,238
対県比率	1.6	1.5	1.1	1.5

前表中のうち食料・医薬品等のみを抜粋したものを示す。

食料・医薬品等抜粋

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

産業(小)分類	事業所数	従業者数(人)	年間商品販売額 (百万円)	売り場面積(㎡)
食料・医薬品等抜粋 計	122	1,288	20,683	17,438
卸売業 計	3	19	—	—
512 食料・飲料卸売業	1	14	—	—
542 医薬品・化粧品等卸売業	2	5	—	—
小売業 計	119	1,269	20,683	17,438
551 百貨店総合スーパー	1	103	—	—
559 その他の各種商品小売業 (従業者が常時 50 人未満のもの)	2	7	—	—
571 各種食料品小売業	11	433	9,789	10,379
572 酒小売業	7	27	267	80
573 食肉小売業	5	17	240	89
574 鮮魚小売業	5	15	96	78
575 野菜・果実小売業	6	42	322	515
576 菓子・パン小売業	17	103	475	777
579 その他の飲食料品小売業	37	335	4,353	1,908
601 医薬品・化粧品小売業	28	187	5,141	3,612

第 3 節 交通

1 鉄道及びバス

J R 水郡線が市を縦断し、さらに路線バスが近隣市町村や市内各地域を連絡している。また、高速バスも 2 路線運行されており、首都東京に直結し、利便性が確保されている。

2 道路

常磐自動車道が市を東西に走り、市内に那珂 I C があり、県北地域の玄関口となっている。本市ではこの常磐自動車道を中心に国道 6 号、118 号、349 号が骨格を形成しており、周辺市村と連絡する主要地方道瓜連馬渡線をはじめ 11 路線の県道が配置されている。なお、都市計画道路として 17 路線が計画決定され、そのうち 16 路線が事業完了または、事業実施中である。また、市道は、各地域を結ぶ幹線道路及び生活道路として現在 3,894 路線が通っている。

今後は、これらの道路の円滑な交通の流れを確保し、地域間の連携・交流を促進するため、東西軸の強化を中心として交通ネットワークの体系整備を推進していくこととしている。

3 自動車保有台数

本市の自動車保有台数を次表に示す。

自動車保有台数

	四輪車		二輪車		小型特殊	合 計
	四輪	軽四輪	自動二輪	原付		
台数	28,975	19,594	1,942	2,417	2,945	55,873

資料：「交通白書」平成 29 年版

本市のバス等保有台数・定員数を示す。

市公用バス等

(平成 29 年度末)

車種	登録番号				所属	備考	定員
三菱(バス)	水戸	さ	22	1156	本庁	中型バス	35
ニッサンキャラバン	水戸	て	400	5396	本庁	ワンボックス	6
ハイエース	水戸	ひ	301	9599	本庁	ワンボックス	10
エスティマ	水戸	む	300	7854	本庁	ワンボックス	8
エスティマ	水戸	さ	301	485	本庁	ワンボックス	8
エスティマ	水戸	の	301	7229	本庁	ワンボックス	8
エスティマ	水戸	は	300	6090	支所	ワンボックス	8
7 台	計						83

第 4 節 原子力施設

市地域防災計画の原子力災害対策編の対象となる原子力事業所は、原災法第 2 条第 4 号に規定する原子力事業所（以下、「原災法対象事業所」という）とし、原子力災害対策を重点的に充実すべき区域（以下、「原子力災害対策重点区域」という）を設定する施設の範囲については、「原子力災害対策指針」に示されている予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の目安を基準とする。

那珂市における原子力災害対策重点区域を次表に示す。

原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域

原災法対象事業所	原子力災害対策重点区域			
	注 2) 許可等区分	重点区域を設定する 原子力施設	注 2) 重点区域の範囲（半径）	対象区域
日本原子力発電(株) 東海第二発電所 (略称：原電東海)	原子炉	発電用原子炉施設	(PAZ ^{注 1)}) 約 5 km	本米崎
			(UPZ) 約 30km	市全域 (本米崎を除く)
三菱原子燃料(株) (略称：三菱原燃)	加工	加工施設	約 500m	本米崎 向山

※注 1)：原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）。

注 2)：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）の許可等の区分による。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

国民保護基本指針では、武力攻撃事態については4類型、緊急処理事態については4事態例が、次のとおり想定されている。市国民保護計画においては、これら全てを対象とし、その類型・事態例に応じた国民保護措置等を実施するが、茨城県は多くの原子力関係の施設や石油コンビナートが立地していることを踏まえ、特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急処理事態に留意するものとする。

なお、本市域における事態の想定については、今後も国や県からの情報を踏まえ、関係機関と連携して研究していく。

第1節 武力攻撃事態

1 事態想定

武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいい、武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

国民保護基本指針においては、武力攻撃事態として、次に掲げる4類型が示されている。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

2 各事態類型の特徴と留意点

(1) 着上陸侵攻

島国である我が国の領土を占領しようとする場合、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる着上陸侵攻を行うことになるかとされている。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いとされている。

ア 攻撃目標となりやすい地域

船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が、航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となりやすいとされている。

イ 想定される主な被害

主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定されている。

ウ 被害の範囲、期間

武力攻撃災害が広範囲にわたり、要避難地域が広範囲になるとともに、避難期間も比較的長期に及ぶと想定されている。

エ 事態の予測・察知

攻撃国による船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能であるとされている。

オ 避難、救援、災害対処に係る留意点

大規模な着上陸の場合は、広範囲にわたる武力攻撃災害が予想されるが、事前の準備が可能であることから、戦闘が予想される地域から先行して広域避難させることが必要となるとされている。また、大都市における避難に当たっては、人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であるとされている。このことから、実際に避難させる必要が生じた場合においては、国対策本部長の避難措置の指示及び知事の避難の指示を踏まえ、対応する必要がある。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 攻撃目標となりやすい地域

都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要とされている。

イ 想定される主な被害

少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害としては、施設の破壊等が考えられるとされている。

ウ 被害の範囲、期間

被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、被害の範囲が拡大するおそれがあるとされている。

エ 事態の予測・察知

攻撃する者はその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられるとされている。

オ 避難、救援、災害対処に係る留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全確保の措置を講じつつ、適当な避難地に移動させるなど、適切な対応を行う必要がある。

また、攻撃当初においては、住民の自主的な避難に頼らざるを得ないことも想定されることから、平素から、住民に緊急時いかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

なお、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合には、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずる必要がある。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を長距離にわたり投射することが可能であり、核、生物、化学兵器などの大量破壊兵器の搭載も可能である。また、発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有しているとされている。

ア 攻撃目標となりやすい地域

攻撃目標を特定することは極めて困難であるとされている。

イ 想定される主な被害

通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられるとされている。

ウ 被害の範囲、期間

弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なるとされている。

エ 事態の予測・察知

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であるとされている。

オ 避難、救援、災害対処に係る留意点

発射後極めて短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、避難や消火活動が中心となる。

特に避難については、当初は、近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内に避難させ、着弾後に、被害状況を迅速に把握した上で、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難させる必要がある。

(4) 航空攻撃

ア 攻撃目標となりやすい地域

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを攻撃側が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定され、また、ライフラインのインフラ施設などが目標となることもあり得るとされている。

イ 想定される主な被害

通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられるとされている。

ウ 被害の範囲、期間

攻撃を行う側の意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられるとされている。

エ 事態の予測・察知

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難であるとされている。

オ 避難、救援、災害対処に係る留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の措置を広範囲に実施する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合には、施設の安全確保、武力攻撃災害の発生、拡大の防止等を実施する必要がある。

第2節 緊急処理事態

1 事態想定

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。国民保護基本指針においては、緊急処理事態として、次に掲げる4事態例が示されている。

なお、緊急処理事態においては、武力攻撃事態のゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定されるとされている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

2 各事態例と主な被害

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 原子力事業所等の破壊

- ① 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
- ② 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 大規模集客施設、列車等の爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾）等の爆発による放射能の拡散

- ① ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
- ② ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかくらんされると、後年、ガンを発症することもある。
- ③ 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、水源地に対する毒素等の混入

- ① 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
- ② 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ・弾道ミサイル等の飛来

- ① 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- ② 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- ③ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第3節 NBC兵器による攻撃

武力攻撃事態においても、緊急処理事態においても、NBC〔Nuclear(核)・Biological(生物)・Chemical(化学)〕

兵器等を用いて攻撃された場合、特殊な対応が必要となることから、国民保護基本指針において示されている以下の想定される被害と留意点を踏まえ、国民保護措置等を実施する。なお、実施に当たっては、国民保護措置等に従事する者に、防護服を着用させるなど、安全を確保するための措置を講じるものとする。

1 核兵器等を用いた攻撃

(1) 想定される被害

ア 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は①核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線の発生によって、その後は、②放射性降下物（爆発時に生じた放射能をもった灰）や③中性子誘導放射能（初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線）による残留放射線によって生ずる。

イ ①（熱線、爆風など）及び③（中性子誘導放射能）は、爆心地周辺において、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染などの被害をもたらす。

②（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して、広範囲に、外部被ばく（放射性降下物の皮膚付着による被ばく）や内部被ばく（放射性降下物の吸飲や汚染された水・食料の摂取による被ばく）による、放射線障害などの被害をもたらす。

(2)避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる必要がある。

イ 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる必要がある。

ウ 放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて、できる限り、爆心地から遠くへ避難させるものとし、その際には、汚染されていないタオル等による口及び鼻の保護や、手袋、帽子、雨ガッパ等の着用により、放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。

エ 汚染地域への立入制限を確実に行之い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

オ 医療の提供に関しては、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対応する必要がある。

また、放射性ヨウ素素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。

カ ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる必要がある。

2 生物兵器を用いた攻撃

(1)想定される被害

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

(2)避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる必要がある。

イ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる必要がある。

ウ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

3 化学兵器を用いた攻撃

(1)想定される被害

化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地面をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も様ではない。

(2)避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる必要がある。

イ 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切に行い、的確な避難措置を講ずるとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが必要となる。

ウ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く必要がある。

第4節 緊急処理事態への対処

1 基本的事項

緊急処理事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から182条までの規定により、基本的な事項が定められている他、第183条の規定により、武力攻撃事態及び国民保護措置に関する規定が準用されることとなる。

また、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の伝達及び通知に関して、特別な対応を行う事項を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態対策本部

市は、緊急処理事態においては、緊急処理事態対策本部を設置し、緊急処理事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関の実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

3 緊急対処保護措置の実施

(1) 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

緊急処理事態における緊急対処保護措置については、本計画第2編以下に定める武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて実施するものとし、その際の主な用語の読み替えは、次表のとおりとする。

武力攻撃事態	緊急処理事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害
国民保護対策本部(長)	緊急処理事態対策本部(長)
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
対処基本方針	緊急処理事態対処方針

(2) 緊急処理事態における警報

ア 国対策本部長は、緊急処理事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、当該緊急処理事態における攻撃に係る警報の伝達・通知の対象となる地域範囲を決定し、この地域に対して警報を発令するとされている。

イ 市長は、知事から警報の通知を受けたときは、国対策本部長が決定する警報の伝達・通知の対象となる地域範囲を踏まえ、警報を伝達、通知すべき関係機関（対象地域を管轄する機関、対象地域に所在する施設の管理者、対象地域を業務の範囲とする指定地方公共機関など）に対し、警報の内容を伝達、通知する。

ウ 緊急処理事態における警報の伝達、通知、解除等については、上記によるほか、本計画第2編第2章に定める警報に準じて、これを行う。

第 2 編 平素からの備え

第 1 章 組織・体制の整備

第 1 節 組織・体制の整備

第 1 各部局における平素の業務

本市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするため、次の表に掲げる業務のための準備を行う。

部局名	平素の業務
企画部	・ 広報広聴に関すること ・ 市民相談窓口に関すること ・ 報道機関との連絡に関すること ・ 行政情報ネットワークの運用に関すること
総務部	・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 通信体制の整備（他部に属するものを除く）に関すること ・ 訴訟事務処理の調整に関すること ・ 職員の人事に関すること ・ 職員の研修に関すること ・ 予算措置に関すること ・ 市有車両の管理に関すること ・ 市民税の賦課徴収に関すること ・ 被害関係経費の収支に関すること
市民生活部	・ 国民保護に関する業務の総括に関すること ・ 市国民保護協議会に関すること ・ 国民保護に係る関係機関との連絡調整に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること ・ 原子力機関との連絡調整に関すること ・ 各部局間の調整に関すること ・ 防災情報ネットワークの運用に関すること ・ 廃棄物の処理に関すること ・ コミュニティ施設の管理に関すること ・ 住民の避難誘導に関すること
保健福祉部	・ 救護体制の整備に関すること ・ 避難行動要支援者対策に関すること ・ 防疫体制の整備に関すること ・ 備蓄物資に関すること ・ 医療体制の整備に関すること
産業部	・ 食料の安定供給に関すること ・ 農作物、農業施設等に関すること ・ 家畜の防疫に関すること ・ 商工観光関係団体との調整に関すること ・ 農畜産業関連団体との調整に関すること
建設部	・ 道路、橋梁等輸送路に関すること ・ 防災機能を有する都市公園の整備に関すること ・ 住宅の安定供給に関すること ・ 土木資材の調達に関すること
上下水道部	・ 下水道機能の確保に関すること ・ 上水道の安定供給に関すること
教育部	・ 学校施設の管理に関すること ・ 児童、生徒の安全確保に関すること ・ 生涯学習施設の管理に関すること ・ 文化財の保護に関すること
消防本部	・ 生活関連施設（ガス施設等）の安全確保に関すること ・ 危険物（火薬類等）の安全確保に関すること
議会部	・ 議員連絡に関すること

第2 職員の参集基準等

1 基本事項

(1) 参集基準の明確化及び周知徹底

災害の発生時間が夜間あるいは休日となる場合、災害により情報連絡機能が低下した場合等を考慮し、あらかじめ職員の参集基準をわかり易い形で明確化し、その内容を周知徹底させることにより、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにする。

(2) 公共交通機関停止時の参集手段の事前検討

大規模災害が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止することも予想されることから、その際の参集手段についてあらかじめ検討しておく。

(3) 動員のための情報連絡手段の確保

災害発生直後の職員の参集・動員を確実にものにするためにも、防災無線、携帯電話、ITを活用した「緊急連絡システム」等の災害時の情報連絡手段を確保しておく。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 動員の伝達方法 ① 時間内 → 庁内放送、庁内電話、使送 ② 時間外 → 防災行政無線、電話、テレビ・ラジオ、伝令等 2. 職員の参集 ① 連絡配備体制 → 防災課員 ② 危機管理連絡会議体制 → 防災課員、各本部員（各部長） ③ 危機管理対策本部体制 → 係長以上の職員 ④ 国民保護対策本部体制 → 全職員（義務登庁） 3. 初動体制の確立 ① 配備指令 ② 被害状況調査 ③ 防災関係機関への連絡 ④ 住民への情報伝達 ⑤ 資機材の準備 ⑥ 応急対策の実施	各 課

(4) 常時 24 時間の情報連絡体制を確保

常時 24 時間の情報連絡体制を確保するため、祭日・土日、時間外には消防本部員が動員の伝達を防災課員に通知する。

2 職員参集の決定基準及び内容

職員参集の決定基準は、市内での災害の状況等により次のとおり定める。

職員の参集基準

体制区分	配備基準	配備人員
連絡配備体制	武力攻撃事態等(緊急処理事態)の認定に繋がる可能性のある事案等に関する情報を入手し、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき。	防災課員
危機管理連絡会議体制	情報収集等により危機管理対策本部等の設置検討を行う必要があるとき。	連絡配備体制に加えて ・危機管理連絡会議構成員(各部長等)
危機管理対策本部体制	市内又はその周辺において大規模テロや武力攻撃事態等の認定に繋がる事案が発生し、所要の対処措置を実施する必要があるときで、かつ、国・県国民保護対策本部の設置について県から指定の通知がないとき。	危機管理連絡会議体制に加えて ・危機管理対策本部構成員 ・発生した事態に対して的確かつ迅速な国民保護措置が行える人員(係長以上の職員)
国民保護対策本部体制 (緊急処理事態対策本部体制)	市国民保護対策本部(緊急処理事態対策本部)の設置について国の指定の通知を受けたとき。	危機管理連絡会議体制に加えて ・市国民保護対策本部構成員 ・市国民保護対策本部事務局員 ・武力攻撃災害に対して的確かつ迅速な国民保護措置が行える人員(全職員義務登庁)

第3 国民の権利利益の救済に係る手続等

1 国民の権利利益の迅速な救済(法第159条ほか)

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

第2節 関係機関との連携

第1 連携体制の整備

1 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

2 関係機関の連絡先一覧の作成等

市は、国、県、他の市町村、指定（地方）公共機関その他の関係機関等の連絡先一覧を作成・更新する。

3 関係機関との情報共有

市は、関係機関との意見交換・情報交換の場を設置する（又は設置されている場合は参加する）等により、関係機関との情報の共有化等を図る。

第2 県との連携

1 県の連絡先一覧の作成等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話・ファックス番号、電子メールアドレス等）等の一覧を作成・更新する。

2 県との情報共有

市は、県と連携した対応が行えるよう、緊密な情報の共有を図る。

3 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態時において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

第3 他の市町村との連携

1 近隣市町村との情報共有

市は、地域ブロック単位での会議の場を活用するなどして、市町村相互に連携した対応が円滑に行えるよう、平素から、近隣市町村と緊密な情報の共有を図るとともに、緊急連絡網の整備・更新を図る。

2 相互応援体制の整備

市は、武力攻撃事態等において市町村間で人的及び物的な相互応援ができるよう、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うなどにより、相互応援体制を整備する。

3 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図る。

第4 指定（地方）公共機関等との連携

市は、指定（地方）公共機関等の連絡先一覧を作成・更新するとともに、国民保護措置の実施について必要な協力等が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所の国民保護に係る自発的な取組を支援するとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

第5 ボランティア団体等に対する支援

市は、国民保護措置の実施にあたり、住民の自発的な協力を得られるよう、広報・啓発や活動支援を行う。

1 自主防災組織等に対する支援

市は、県と連携して、自主防災組織等の核となるリーダーに対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

2 自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において、ボランティア活動が自発的に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線等のデジタル化を推進し、通信体制の整備等通信の確保に努める。

1 非常通信体制の確保・整備(基第4章第4節2)

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保、災害時優先電話の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用して、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び住民に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

第1 基本的考え方

1 情報収集・提供のための体制の整備(基第4章第4節1)

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を確保する。

2 体制の整備に当たっての留意事項(基第4章第4節1)

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保を図る。

3 関係機関における情報の共有(基第4章第4節1)

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等を推進する。

第2 警報等の伝達に必要な準備(法第47条基第4章第1節1)

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めるものとする。この場合、民生委員・児童委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

第3 安否情報の収集整理及び提供に必要な準備(法第94条第2項基第4章第2節6)

1 安否情報の種類及び報告様式

市が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報は以下のとおりであり、市から県が消防庁に安否情報を報告する様式は、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

収集する対象と項目

対象	項目
避難住民（令 23 条）	
避難・収容施設の住民	① 氏名 ② 出生年月日 ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 国籍 ⑥ 個人を識別するための情報（①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合） ⑦ 居所 ⑧ 負傷・疾病状況 ⑨ 連絡先 ⑩ その他（安否の確認に必要と認められる情報）
死亡・負傷住民（令 24 条）	
区域内で死亡した住民	① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所 ⑥ 国籍 ⑦ その他個人を識別するための情報 ⑧ 死亡の日時、場所及び状況 ⑨ 遺体が安置されている場所 ⑩ 連絡先その他必要情報 ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意
区域内で負傷した住民	① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所 ⑥ 国籍 ⑦ その他個人を識別するための情報 ⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要な情報 ⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪に回答するかを選択 ⑬ 知人からの照会があった場合、①⑦⑧に回答するかを選択 ⑭ ①～⑪について親族・同居者・知人以外の者から照会があった場合の回答又は公表への同意

注：資料編 「安否情報報告書様式 様式第 3 号（第 2 条関係）」参照

2 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備(法第 94 条第 1 項、基第 4 章第 2 節 6)

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供するため、安否情報の収集整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行うものとする。

3 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握(法第 94 条第 1 項、基第 4 章第 2 節 6)

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について把握しておくものとする。

この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

第 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

1 情報収集・連絡体制の整備(法 126 条第 1 項、第 127 条第 2 項、基第 4 章第 4 節 1)

市は、自ら収集した被災情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努め、知事への報告等を適時かつ適切に実施する。

注：資料編 「安否情報報告書様式 被災情報の報告様式（市報告用）」参照

第 5 節 研修及び訓練

第 1 研修

国民保護措置の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、市は、国民保護措置の実施に必要な知識について、市職員に対し、研修を自ら実施するほか、県等の関係機関と連携・協力し、消防団員などの措置従事者への研修を推進する。

1 市職員に対する研修

市国民保護担当部課と市研修担当部課が連携して、国民保護関係の研修を行うとともに、各部課においても、本計画に盛り込まれた措置が円滑に実施できるよう研修を行う。

また、市は、危機管理に的確に対応できる職員を育成するため、自治大学校や消防大学校、県などの研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

2 県等関係機関と連携した研修

市は、県等関係機関と連携し、消防団員をはじめ国民保護措置の実施に従事する者に対して研修を行う。研修に当たっては、必要に応じて有識者等を講師に招くとともに、国が作成するビデオ教材やe-ラーニング等を活用する。

3 消防機関による研修

消防機関は、NBC攻撃により発生した特殊災害に安全かつ適切に対応できるよう、専門的人材を育成するための研修を行う。

第2 訓練

市は、単独、又は国、県をはじめ関係機関、他の市町村等と共同し、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実動訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選択しながら行うほか、住民の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施する。また、具体的な事態を想定し、訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとなるよう努める。

その際、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

なお、訓練終了後は、訓練評価により課題や教訓を明らかにしたうえで、計画の見直し等に反映させる。

1 訓練項目

- ① 対策本部の設置・運営訓練
- ② 被害状況、安否情報などの収集・提供訓練
- ③ 警報・避難指示などの通知・伝達訓練
- ④ 避難誘導訓練
- ⑤ 救援実施訓練

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

第1節 避難に関する基本的事項(基第4章第1節)

第1 基礎的資料の準備

迅速に避難住民の誘導を行うことができるための、道路網のリスト、避難施設のリスト、公共交通機関の輸送力のリスト等は、総則および資料編を参照。

第2 警報の伝達・通知

1 警報の伝達・通知先の確認

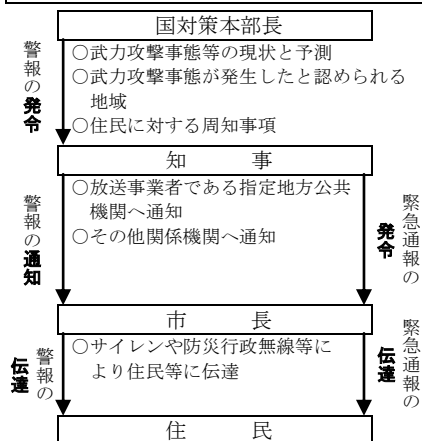
市は、知事から警報等の通知があった場合、市長が伝達・通知を行うことになる関係のある公私の団体等関係機関の連絡先、連絡方法等について確認しておく。

警報・避難・退避の指示等

○ 警報・緊急通報の発令

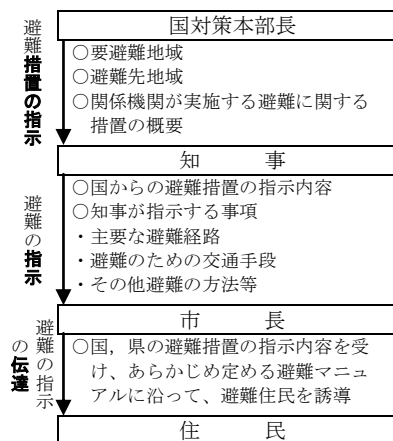
国は、武力攻撃事態等において、国民の保護措置を迅速に行うため警報を発令。

知事は、緊急の必要がある場合は、緊急通報を発令。



○ 避難の指示

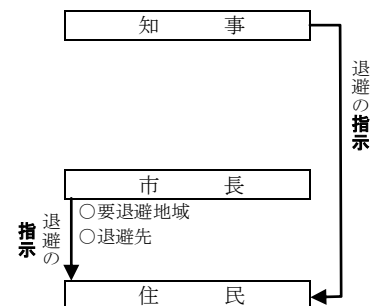
国の避難措置の指示に基づき、知事が避難施設への避難を指示。



○ 退避の指示

市長が屋内への退避や危険な地域からの一時的な退避を指示。

知事は、緊急の必要がある場合は、退避を指示。



2 県警察との連携

市長は、警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うため、市の伝達体制や伝達手段について、県警察に事前に情報提供をするなど、協力体制を構築する。

3 伝達ルートの確保

市は、きめ細かく警報の内容を伝達するため、社会福祉施設、病院、民生委員・児童委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉・医療関係者や、自治会、自主防災組織等の地域住民組織、国際交流関係団体等との協力体制を整備し、それらが構築しているネットワークを活用できるようにするなどして、高齢者、障害者、外国人等に配慮した伝達ルートの確保に努める。

4 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたときに、県との役割分担のもと警報の伝達を行うこととなる、本市域に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、連絡先、連絡方法を確認しておく。

5 伝達方法の住民への周知

ア 伝達用サイレンの周知

市は、国民保護に係る住民へのサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防第17号国民保護運用室長通知）について、国・県と連携して、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

イ 伝達体制等の周知

警報の通知を受けた放送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送するものとされていることから、市は、住民に対し、その旨を、あらかじめ周知する。

6 避難行動要支援者への伝達

市は、避難行動要支援者について、対象者の事前把握に努め、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認するなどして、円滑に伝達できるようにしておくとともに、近隣住民間における避難行動要支援者への警報の伝達を支援する仕組みづくりに努める。

7 新たな伝達手段の検討

警報の伝達に当たっては、現在市が保有する伝達手段に基づき行うほか、携帯電話の一斉メールをはじめとした新たな伝達手段について検討する。

第3 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

第2節 避難及び救援に関する平素からの備え(法第61条、76条、基第4章第1節～4節)

1 避難実施要領のパターンの作成

市は、他の執行機関、消防長・消防団長、県、県警察、自衛隊などの関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル及び県計画を参考に、複数の避難実施要領のパターン（本市域を越えるパターンを含む）をあらかじめ作成し、県に報告する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難方法、誘導方法等や昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況などについて配慮する。

注：第3編 第4章 第4節 避難実施要領のパターンを参照

2 避難行動要支援者の避難誘導

ア 社会福祉施設入所者、病院入院患者等

① 市は、病院、社会福祉施設等、自ら避難することが困難な者が入院・滞在している施設の管理者に対し、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡しなどのほか、車椅子や担架による移動補助、車両による搬送など、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

あわせて、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について施設管理者と調整する。

② 重篤入院患者等、避難誘導中あるいは避難先においても継続的に医療や介護を必要とする者については、その搬送手段、搬送先を、あらかじめ、医療機関や社会福祉施設等関係機関と調整する。

イ 在宅者

市は、日頃から、高齢者、障害者その他の自ら避難することが困難な者の所在把握に努め、車両等の避難手段の確保策について検討する。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者など福祉関係者等との連携・協力体制を整備するとともに、近隣住民の協力を得て、地域で避難行動要支援者の避難を支援する仕組みづくりに努める。

3 近隣市町村との連携の確保

市は、本市域を越える避難や退避を念頭において、平素から、近隣市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行うとともに、訓練を実施するなどして、緊密な連携を確保する。

4 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校、事業所単位により集団避難できるよう、平素から、各学校、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

また、市及び市教育委員会は、自然災害時の対応に準じて、教職員による引率、保護者への連絡及び引き渡しを行えるよう連絡網を整備するとともに、適切な避難誘導を行うことができるよう対応を確認する。

第1 避難施設

1 避難施設の指定

市は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、県と連携して、避難施設を指定する。

注：資料編「避難施設のデータベース」を参照

2 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

避難施設のタイプ

タイプ	施設例	主な目的
収容型	学校、公民館、集会場、体育館等	避難の期間が比較的長期に及ぶ場合の避難施設
集合型	公園、広場、駐車場等	① 避難の際の一時的な集合場所 ② 救援（炊き出しや医療の提供など）の実施場所 ③ 応急仮設住宅、臨時医療施設等の建設用地
退避型	堅牢な建築物、地下施設等	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設
福祉型	社会福祉施設、宿泊施設等	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者を収容する福祉避難施設

第2 運送の確保

1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握・共有する。

2 運送経路の確認

市は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、県と連携して、運送車両の運行を確保するための経路等について、県警察及び道路管理者と協議しておく。

また、本市域を越えて円滑に避難誘導が行えるよう、経路等について、県及び近隣市町村と協議しておく。

第3節 救援

第1 救援に関する基本的事項

1 基礎的資料の準備等

市は、県の指示を受け、又は県を補助して救援を実施する場合をかんがみて、県と連携して、関係医療機関のデータベース、備蓄物資のリスト等の基本的資料を準備する。市地域防災計画参照

2 県との調整

市は、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、県との役割分担等について、あらかじめ県と調整を行い、調整の結果、市長が行うこととされた救援に関する措置については、円滑に実施できるよう、必要な事項を定めておく。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1節 生活関連等施設の把握(法第102条、基第4章第3節)

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、自らの管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

1 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

第1節 市における物資及び資材の備蓄・整備

1 防災のための備蓄の活用

市は、住民の避難や避難住民の救援等に必要な物資及び資材のうち、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえて備蓄・整備し、適宜備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握、点検等を行う。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置・除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な医薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているが、市としても、国の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

第2節 県・近隣市町村・関係団体等と連携した備蓄・調達

市は、県及び近隣市町村と連携し、他の自治体からの避難住民の受入れも想定した、物資・資材の備蓄・調達に努める。また、大量に備蓄することが困難な品目などについては、関係団体・企業の協力のもと、事態発生時には、優先的に調達することができるよう努める。

第5章 広報・啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要である。このため、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発を、次のとおり行う。

第1節 広報・啓発体制の整備

市は、県や報道機関などと連携して、国民保護に関する情報を迅速かつ正確に提供できるよう、あらかじめ災害広報責任者を選任し、提供すべき項目の明確化や広報資料のひな型の作成などの事前整備を行う。

第2節 市民に対する国民保護措置に関する広報・啓発(法第43条基第1章)

1 啓発の方法

市は、国や県などの関係機関と連携しつつ、住民に対し、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用するとともに、講演会等の様々な機会を通じて国民保護措置の重要性について広く啓発を行う。

その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、障害者、外国人等に配慮する。

2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第3節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発(法第98条)

1 住民が取るべき対処等の啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に市民がとるべき対処についても、国県が作成する各種資料に基づき、市民に対し周知するよう努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1節 市の実施体制

武力攻撃事態等における市の実施体制については、多数の死傷者や建造物の破壊等の事案の発生後、国において直ちに事態等の認定がある場合は、国民保護対策本部を設置するが、当該事案の発生後、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がない場合（以下「原因不明の事案が発生した場合」という。）は、迅速かつ的確に初動対処を実施するため、事案に応じて、災害対策本部又は危機管理対策本部を、必要な期間設置する。

第1 事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合

1 市国民保護対策本部

事案の発生後、国において直ちに事態等の認定がなされ、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）知事を経由して、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたときは、市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置し、市及び市域内の関係機関が実施する国民保護措置の総合的推進を図る。

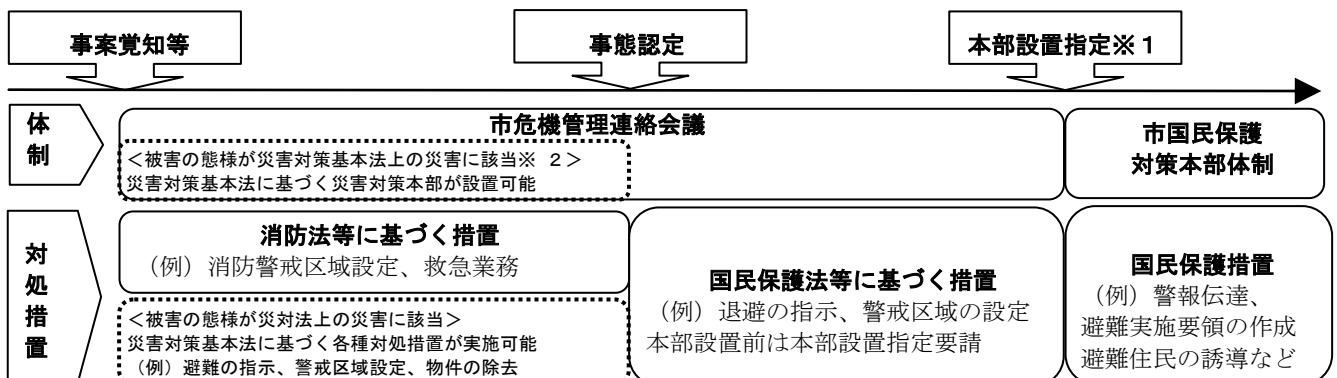
なお、市長は、市が対策本部を設置すべき地方公共団体の指定が行われていないときで、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合は、内閣総理大臣に対し知事を経由して対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。

第2 原因不明の事案が発生した場合（法第29条第11項、基第3章第2節5）

1 初動連絡体制

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、環境安全課員は直ちに市長へ報告し、指示を受け、事案の状況に応じ、既存の防災・危機管理組織を活用するなどして、速やかに必要な初動連絡体制を確立し、情報の収集・分析、応急対策の検討等を行う。

実施体制の確立



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 市災害対策本部・市危機管理対策本部（法第29条第11項基第3章第2節5）

原因不明の事案が発生した場合には、住民の生命、身体及び財産を保護するために初動的な対処が必要であることから、当該原因不明の事案が発生した場合における事案の態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、市災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づき、応急対策を実施する。また、該当しない場合にあっては、市危機管理対策本部を設置するなどして、関係機関との調整等に基づき、消防法、その他の法令の規定を活用して、応急対策を実施する。

なお、市災害対策本部又は市危機管理対策本部を設置した後に、国において事態等の認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があった場合は、市災害対策本部又は市危機管理対策本部を廃止し、直ちに市国民保護対策本部を設置する。（基第3章第2節5）

3 市国民保護対策本部

前記第1と同様、市国民保護対策本部を設置する

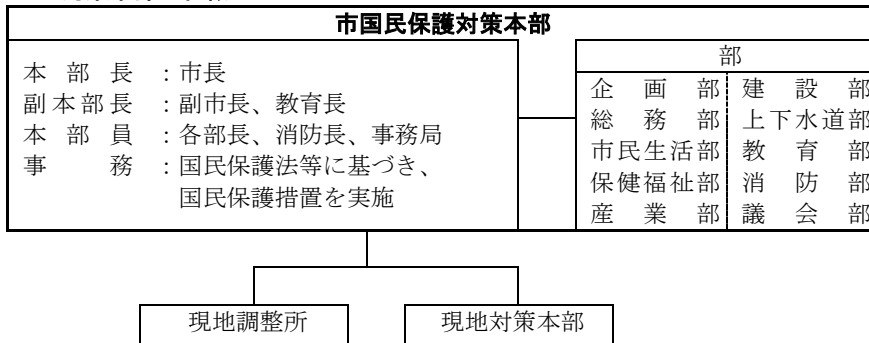
第2章 市国民保護対策本部の設置等

第1節 市国民保護対策本部の設置(法第29条第11項基第3章第2節5)

市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）・知事を経由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合、直ちに市国民保護対策本部を設置する。

第1 対策本部の組織等

1 対策本部の組織



2 対策本部の所掌事務

- ア 国民保護措置の実施に関すること。
- イ 情報の収集、伝達に関すること。
- ウ 職員の配備に関すること。
- エ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること。
- オ 他市町村との連携に関すること。
- カ 現地対策本部の設置に関すること。
- キ 県の現地対策本部との連携に関すること。
- ク その他国民保護に関する重要な事項の決定に関すること。

3 部の編成

部名	部長	総括・班長
本部事務局	危機管理監	防災課長、防災課課長補佐（総括）、防災課課長補佐（防災グループ長）
企画部	企画部長	政策企画課長、秘書広聴課長、市民相談室長、政策企画課課長補佐（総括）
総務部	総務部長	総務課長、行財政改革推進室長、総務課課長補佐（総括）、瓜連支所長、財政課長、税務課長、収納課長、会計課長
市民生活部	市民生活部長	市民協働課長、市民協働課課長補佐（総括）、市民課長、環境課長
保健福祉部	保健福祉部長	社会福祉課長、社会福祉課課長補佐（総括）、こども課長、介護長寿課長、保険課長、健康推進課長
産業部	産業部長	農政課長、農政課課長補佐（総括）、商工観光課長、農業委員会事務局長
建設部	建設部長	土木課長、土木課課長補佐（総括）、都市計画課長、建築課長
上下水道部	上下水道部長	下水道課長、水道課長、下水道課課長補佐（総括）
教育部	教育部長	学校教育課長、学校教育課課長補佐（総括）、生涯学習課長、学校給食センター長
消防部	消防長	消防本部次長、総務課長、予防課長、警防課長、東・西消防署長
議会部	議会事務局長	議会事務局次長、議会事務局次長補佐（総括）

4 市国民保護对本部の分掌事務

災害対策本部事務局		
事務局長	危機管理監	
総括	防災課長	
事務局	班長 防災課課長補佐（総括） 班員 防災課職員	1 国民保護対策本部に関する事 2 国民保護対策の総合調整に関する事 3 本部会議に関する事 4 市防災行政無線及び県防災情報システムに関する事 5 自衛隊の出動要請に関する事 6 日本赤十字社茨城支部救護班の出動要請に関する事 7 避難情報に関する事 8 被害状況の取りまとめに関する事 9 災証明書の発行に関する事 10 その他関係機関に対する連絡に関する事 11 各部への連絡に関する事 12 その他各部に属さない事
企 画 部		
部長	企画部長	
総括	政策企画課長	
秘書班	班長 秘書広聴課長 班員 秘書広聴課職員	1 部内の取りまとめ及び連絡に関する事 2 本部長及び副本部長の秘書に関する事 3 報道機関との連絡調整に関する事 4 本部長及び副本部長の記者会見に関する事 5 被害関連視察者及び見舞者の接遇に関する事 6 報道機関の対応、広報・報道に関する事 7 被災地の写真撮影に関する事
市民相談班	班長 市民相談室長 " 政策企画課課長補佐（総括） 班員 市民相談室職員 " 政策企画課職員（政策企画グループ、 地方創生グループ）	1 臨時市民相談窓口の設置に関する事 2 住民の問い合わせ対応に関する事 3 寄附、義援金等に関する事 4 部内各班の応援に関する事
情報班	班長 政策企画課課長補佐（情報政策グループ 長） 班員 政策企画課職員（情報政策グループ）	1 情報の収集に関する事 2 本部要員の情報共有に関する事 3 市ホームページの運用に関する事 4 事態の広報に関する事 5 広報車の運行に関する事 6 部内各班の応援に関する事
総 務 部		
部長	総務部長	
総括	総務課長	
総務班	班長 行財政改革推進室長 " 総務課課長補佐（総括） " 瓜連支所長 班員 行財政改革推進室職員 " 総務課職員 " 瓜連支所職員	1 部内の取りまとめ及び連絡に関する事 2 職員の非常招集に関する事 3 国民保護対策要員の確保に関する事 4 県に対する要望及び報告の作成に関する事 5 支所管内の被害調査に関する事 6 支所管内の応急食糧及び救援物資等の配給に関する事 7 現地対策本部の運営補助に関する事 8 広報車による広報活動補助に関する事 9 寄附、義援金等に関する事 10 災証明書の発行に関する事
財政班	班長 財政課長 班員 財政課職員	1 国民保護対策関係予算に関する事 2 国民保護対策関係決算に関する事 3 応急食糧及び救援物資等の調達・契約に関する事 4 市有財産の被害調査に関する事 5 公用車の配車に関する事 6 部内各班の応援に関する事
輸送班	班長 税務課長 " 収納課長 班員 税務課職員 " 収納課職員	1 救助物資、資機材の輸送に関する事 2 飲料水及び食糧並びに生活必需品等の輸送に関する事 3 避難住民の搬送に関する事 4 部内各班の応援に関する事
会計班	班長 会計課長 班員 会計課職員	1 被害・災害に係る支払に関する事 2 部内各班の応援に関する事

市 民 生 活 部		
部 長	市民生活部長	
総 括	市民協働課長	
市民班	班長 市民協働課課長補佐（総括） " 市民課長 班員 市民協働課職員 " 市民課職員	1 部内の取りまとめ及び連絡に関する事 2 避難市民の避難誘導に関する事 3 避難所の設置運営及び被災者の収容・介護に関する事 4 遺体の埋火葬に関する事
環境班	班長 環境課長 班員 環境課職員 " " (消費生活センター)	1 環境施設の被害調査に関する事 2 被災地の清掃に関する事 3 避難施設の仮設トイレの調達、設置及びし尿処理に関する事 4 部内各班の応援に関する事
保 健 福 祉 部		
部 長	保健福祉部長	
総 括	社会福祉課長	
救助班	班長 社会福祉課課長補佐（総括） " こども課長 " 介護長寿課長 班員 社会福祉課職員 " こども課職員 " 介護長寿課職員	1 部内の取りまとめ及び連絡に関する事 2 被災者の調査及び応急相談に関する事 3 保育施設の被害調査及び保育児童の保護に関する事 4 老人福祉施設、介護施設、障害者施設の被害調査及び入所者の保護に関する事 5 避難所の設置・運営及び被災者の収容・介護に関する事 6 避難行動要支援者対策に関する事 7 災害救助法の適用に関する事 8 遺体の捜索処理に関する事 9 埋葬の実地指導に関する事 10 救助物資等の調達及び配布に関する事 11 人及び住宅の被害に関する事 12 災害見舞金及び災害弔慰金の支給に関する事
医療防疫班	班長 保険課長 " 健康推進課長 班員 保険課職員 " 健康推進課職員	1 救護所の設置運営及び医療救護に関する事 2 医療機関との連絡に関する事 3 医薬品、衛生材料等の調達に関する事 4 被災地の防疫に関する事 5 被災者の医療及び健康に関する事 6 その他医療に関する事 7 部内各班の応援に関する事
産 業 部		
部 長	産業部長	
総 括	農政課長	
農政班	班長 農政課課長補佐（総括） 班員 農政課職員	1 部内の取りまとめ及び連絡に関する事 2 農作物、農業施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 3 被害を受けた農作物の技術指導に関する事 4 家畜等の被害調査及び防疫に関する事 5 農業協同組合ほか農畜産業関連団体との連絡調整に関する事 6 被害補償に関する事 7 救助物資及び応急復旧用資材の斡旋に関する事 8 避難所の設置及び運営の協力に関する事 9 農道、農業用排水路及びため池等の被害調査及び応急復旧に関する事 10 農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧に関する事 11 部内各班の応援に関する事
商工班	班長 商工観光課長 " 農業委員会事務局長 班員 商工観光課職員 " 農業委員会事務局職員	1 応急用食糧の調達及び物資の斡旋に関する事 2 商工観光関係の被害に関する事 3 商工観光関係被害調査に関する事 4 商工会、観光協会ほか関係団体との連絡調整に関する事 5 観光来訪者等の被害状況調査及び避難誘導に関する事 6 部内各班の応援に関する事

建 設 部		
部 長	建設部長	
総 括	土木課長	
建設班	班長 土木課課長補佐（総括） " 都市計画課長 " 建築課長 班員 土木課職員 " 都市計画課職員 " 建築課職員	1 部内の取りまとめ及び連絡に関する事 2 土木関係その他の被害の拡大防止措置及び応急復旧に関する事 3 道路、橋梁等の通行規制への協力及び報告に関する事 4 都市公園の被害調査に関する事 5 避難所、救護所等の開設、誘導、交通整理及び運営の応援に関する事 6 土木機械及び資材の調達に関する事 7 障害物の除去及び指導に関する事 8 応急仮設住宅の設置に関する事 9 広報車による広報活動の応援に関する事 10 物品等の輸送への協力に関する事 11 避難住民の誘導への協力に関する事
上 下 水 道 部		
部 長	上下水道部長	
総 括	下水道課長	
給水班	班長 水道課長 班員 水道課職員	1 部内の取りまとめ及び連絡に関する事 2 給水源の確保及び飲料水の輸送に関する事 3 水源地の浄水場及び給水施設の被害調査及び応急復旧に関する事 4 水質検査に関する事 5 その他水道施設の被害に関する事
下水道班	班長 下水道課課長補佐（総括） 班員 下水道課職員	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 浸水地域の調査及び応急復旧に関する事 3 広報車の運行への協力に関する事 4 物品等の輸送への協力に関する事 5 避難住民の誘導への協力に関する事 6 部内各班の応援に関する事
教 育 部		
部 長	教育部長	
総 括	学校教育課長	
学校教育班	班長 学校教育課課長補佐（総括） 班員 学校教育課職員	1 部内の取りまとめ及び連絡に関する事 2 児童・生徒の保護に関する事 3 学校施設（国、県、私立含む）への情報伝達及び指示に関する事 4 教育関係の被害対策及び企画に関する事 5 学校施設の被害対策及び復旧に関する事 6 学校関係の防災計画及び児童生徒の避難誘導に関する事 7 教科書、学用品の被害状況調査に関する事 8 被害時の応急教育及び教科書、学用品の給与に関する事 9 学校関係の防疫に関する事 10 学校施設における避難所開設支援に関する事
生涯学習班	班長 生涯学習課長 班員 生涯学習課職員	1 社会教育施設の被害対策及び復旧に関する事 2 文化財等の被害対策に関する事 3 社会教育施設における避難所開設支援に関する事 4 部内各班の応援に関する事
給食班	班長 学校給食センター長 班員 学校給食センター職員	1 炊き出しの輸送に関する事 2 炊き出しに関する事 3 部内各班の応援に関する事

消 防 部		
部 長	消防長	
総 括	消防本部次長	
総務班	班長 消防本部総務課課長 班員 消防本部総務課職員	1 部内の取りまとめ及び連絡に関する事 2 被害状況調査の総合調整及び報告に関する事 3 消防吏員の動員に関する事
消防班	班長 消防本部予防課長 " 消防本部警防課長 " 東・西消防署長 班員 消防本部予防課職員 " 消防本部警防課職員 " 東・西消防署職員	1 被害状況調査に関する事 2 被害の応急復旧に関する事 3 被災者の救助・救出に関する事 4 避難住民の避難誘導に関する事 5 負傷者等の救急搬送に関する事 6 消防団との連絡及び出場に関する事 7 消防車両を使った広報活動に関する事 8 国民保護対策本部との連絡調整に関する事 9 現地本部の設置・運営に関する事 10 部内各班の応援に関する事
議 会 部		
部 長	議会事務局長	
総 括	議会事務局次長	
議会班	班長 議会事務局次長補佐（総括） 班員 議会事務局職員	1 市議会への情報提供及び連絡調整に関する事

5 市地域防災計画の準用

市国民保護対策本部の組織及び所掌事務の原子力事業所に係る武力攻撃災害への対処については、「那珂市地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の災害対策本部における組織及び所掌事務に準ずる。

6 対策本部会議

対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、本部長（市長）は、副本部長及び本部員を招集して、対策本部会議を開催する。

なお、本部長（市長）は、緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、国や県、公共機関の職員の出席を求める。

7 対策本部の事務局

対策本部長の意思決定を補佐するとともに、対策本部の事務を処理するため、対策本部に事務局を置き、事務局は防災課とする。

第2 対策本部長の権限

市対策本部長は、本市域における国民保護措置を総合的に推進するため、次の権限を適切に行使し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

区分	権限内容	要請先等
総合調整	国民保護法の規定に基づき、必要な範囲内で、国民保護措置に関する総合調整	・関係機関
情報提供の求め	国民保護措置の実施に関し、総合調整の必要がある場合の情報提供の求め	・県対策本部長
実施状況の報告、資料提出の求め	本市域に係る国民保護措置の実施状況についての報告又は資料提出の求め	・関係機関
市教育委員会への措置の実施の求め	本市域に係る国民保護措置の実施のため、必要限度において、必要な措置の実施の求め	・市教育委員会
県に対する総合調整の要請	県並びに指定行政機関及び指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整の要請	・県対策本部長

第3 対策本部の開設手順等

1 対策本部員の参集

防災課員は、市対策本部員等に対し、あらかじめ作成する連絡網に基づき、参集するよう連絡する。

2 職員の配備

本部長（市長）は、国において事態等の認定がなされた場合には、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、職員の安全確保に配慮したうえで、職員の配備を行う。

注：第2編 第1章 第1節 第2職員の参集基準等を参照。

3 市対策本部の開設

ア 防災課員は、市庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

この際、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いて連絡できるかどうか通信手段の状態を確認する。

イ 本部長（市長）は、市対策本部を設置したときは、市議会に対策本部を設置した旨を連絡するとともに、県に対しても連絡する。

4 市対策本部の予備開設施設の確保

市長は、庁舎が被災した場合など市対策本部を庁舎内に開設できない場合は、予備施設として市消防本部において対策本部を開設する。

また、本市域を越える避難が必要で、本市域内に市対策本部を開設することができない場合には、知事及び避難先の市長と市対策本部の開設場所について協議を行う。

第2節 現地対策本部の設置

市対策本部長は、地域的特性に応じた応急対策を局地的かつ重点的に実施する必要がある場合、地域の安全性を確認したうえで、原則として事態発生現場に、市現地対策本部を設置する。

第1 現地対策本部の組織

本部長	現地対策本部の本部長、副本部長、本部員は、市対策本部長（市長）が指名する。
副本部長	

第2 現地対策本部の所掌事務

- 1 被害状況等の把握に関すること。
- 2 市が実施する国民保護措置に関する現地調整及び推進に関すること。
- 3 現地における関係機関との連絡に関すること。
- 4 その他必要な事項に関すること。

第3 現地対策本部会議の開催

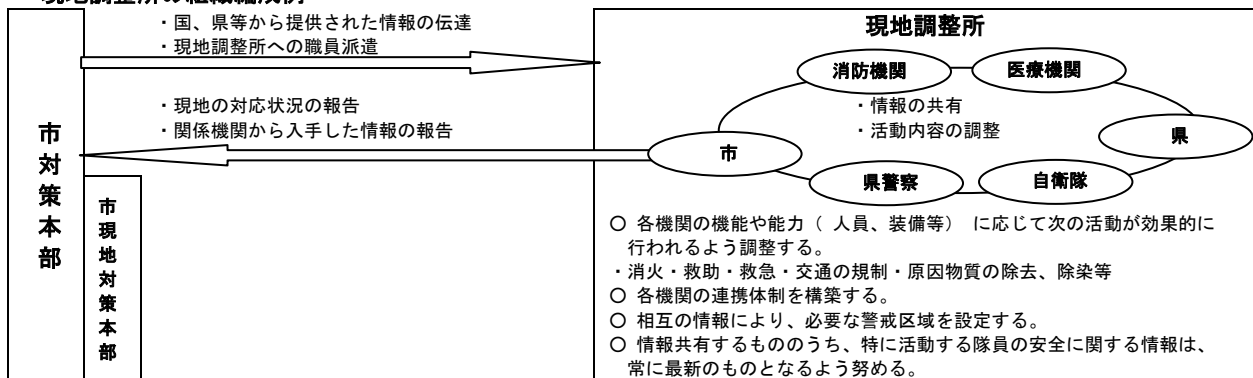
現地対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、現地対策本部長は、副本部長及び本部員を招集し、現地対策本部会議を開催する。

第4 現地調整所の性格について

- 1 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）
- 2 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- 3 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、本市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

現地調整所の組織編成例



第3節 初動連絡体制会議の開催

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、防災課員は、関係部課長を招集して会議を開催し、情報の収集・分析や応急対策の検討を行う。

また、国（消防庁）、県、他市町村、指定（地方）公共機関などに対し、迅速に情報提供するとともに、情報の収集・分析等を行う上で必要と認められるときは、関係機関に対し、職員の出席を要請する。

第1 初動連絡体制の組織

初動連絡体制は、防災課員を中心に、既存の防災・危機管理組織のメンバーで構成するなどして、組織する。

第2 初動連絡体制の所掌事務

- 1 原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析に関すること。
- 2 消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整に関すること。
- 3 職員の配備体制に関すること。
- 4 住民への広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
- 5 市国民保護対策本部の設置に関すること。
- 6 市国民保護対策本部が設置されたときの事務局の運営に関すること。

第4節 市災害対策本部・市危機管理対策本部の設置

市長は、前記に定めるところに従い、市災害対策本部又は市危機管理対策本部を設置する。その組織、所掌事務等については、市災害対策本部条例又は市地域防災計画に定めるとおりとする。

第3章 関係機関との連携協力の確保

市は、国、県、他の市町村、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、国民保護措置を実施する。

第1節 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行う。

また、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

さらに、国の現地対策本部長が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力するため、職員を出席させる。

第2節 県への措置要請等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行い、必要に応じて、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。いずれの場合も、市長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等

- 1 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を防衛大臣に要請するよう求める。

ただし、上記の求めができないときは、その旨及び本市域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣（本市域を担当区域とする自衛隊茨城地方協力本部長）に対して連絡する。

- 2 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

第4節 指定（地方）公共機関への措置要請（法第11条第4項）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合、市は当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

第5節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

第1 他の市町村に対する応援の要求

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その協定等に基づいて行う。

第2 県に対する応援の要求（法第14条、第18条）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、知事等に対して応援を求める。

第3 事務の一部の委託

市が、国民保護措置の実施のため、市の事務又は市の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- 1 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 2 委託事務に要する経費の支弁の方法

その他必要な事項委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

第6節 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請（法第29条第3項第18条）

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

市は、それらの要請を行うときは県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事等を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あつせんを求める。

第7節 市の行う応援等

第1 他の市町村に対して行う応援等

- 市は、他の市町村長等から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市長は公示を行い、県に届け出る。

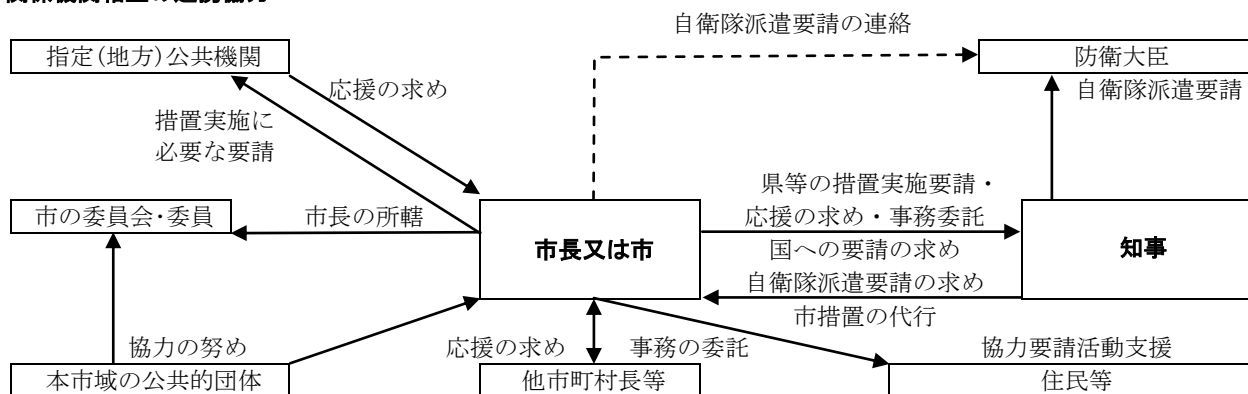
第2 指定（地方）公共機関に対して行う応援等（法第21条第2項）

市は、指定（地方）公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第8節 住民等の自発的な協力との連携

市は、住民等から自発的な協力の申し入れがあり、安全の確保が十分であると判断した場合は、相互に協力し、受入体制の確保等に努め、住民等が円滑に活動できるよう適切に対処する。

関係機関相互の連携協力



1 自主防災組織に対する支援（法第4条第3項）

市は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等（法第4条第3項）

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、市民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

3 民間からの救援物資の受入れ等（基第4章第4節5）

市は、関係機関等の協力を得ながら市民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を市・県国民保護対策本部及び国の対策本部を通じて市民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

市が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

第9節 住民への協力要請（法第4条第1項）

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導（法第70条）
- ・ 避難住民等の救援（法第80条）
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法第115条）
- ・ 保健衛生の確保（法第123条）

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の通知及び伝達

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要である。このため、市は、警報の通知及び伝達等を次のとおり行う。

第1 警報の通知等(基第4章第1節)

1 警報の伝達・通知の流れ

国対策本部長	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令【警報に定める事項】 ○武力攻撃事態等の現状及び予測 ○武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 ○その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
知事	総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市長、県の他の執行機関、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知
市長	知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知

2 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

全国瞬時警報システム(J-ALERT)ジェイアラートとは、仮に、弾道ミサイル攻撃を近隣国から受けるとすると、10分程度で着弾する。こうした場合に、発射情報を把握し、国から都道府県、都道府県から市町村へと人手を介して連絡するのでは、伝達を受けた国民が屋内避難するために十分な時間がない可能性がある。このため、国においてボタンを押すことにより、人工衛星を介して各市町村の同報系防災行政無線を自動起動し、設置されている子局(スピーカー)から、サイレンおよび避難のメッセージを伝える仕組みである。

※全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に記載する等により、周知を図る。

第2 警報伝達の基準(基第4章第1節)

1 市は、知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体(消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など)に伝達するとともに、市の他の執行機関(教育委員会など)、その他の関係機関(保育園など)に通知する。

2 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

(1) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

(2) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、このことは、市長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

平成17年7月6日に国が定めた、武力攻撃事態等におけるサイレンのパターン及び音色については、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したことを明確に認識できる明瞭なものとなっている。なお、当面の間は、同報系防災行政無線で吹鳴できる既存のサイレンを最大音量で使用するものとする。

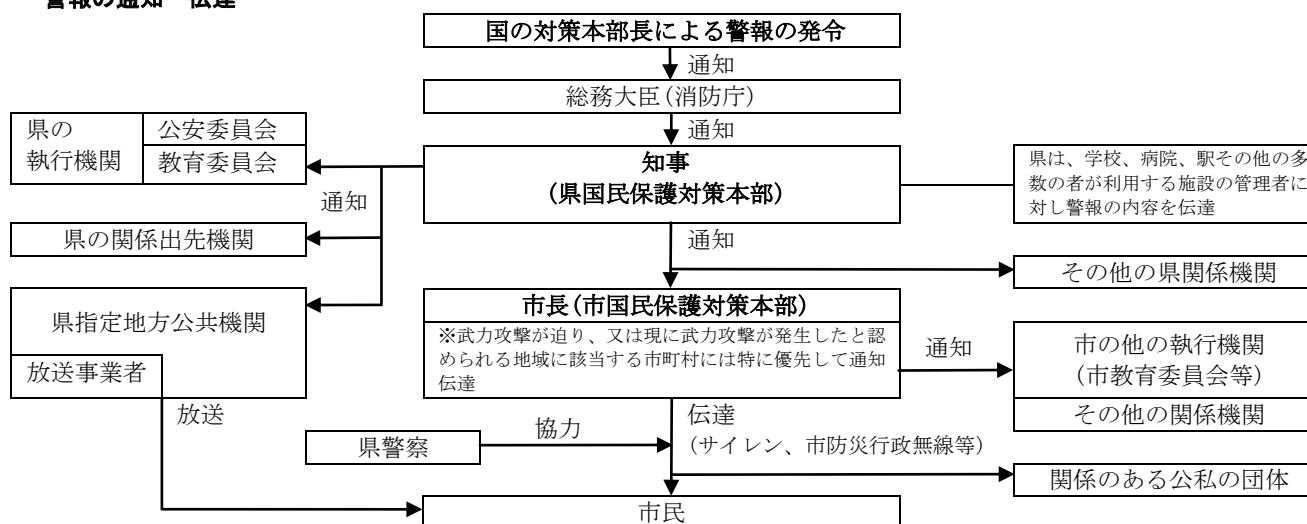
※全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載することにより、周知を図る。

3 市長は、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得るなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防本部は、消火、救助、救急の活動の状況を勘案しつつ、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- 4 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

警報の通知・伝達



5 避難行動要支援者への伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者に配慮するものとし、下記の伝達方法を参考にするなどして、迅速に伝達する。

(1) 在宅の避難行動要支援者

市は、本人の意思やプライバシーの保護に十分留意したうえで、情報伝達において配慮すべき対象者のリストをあらかじめ作成するなどして、また、消防機関のほか、民生委員・児童委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等の協力も得るなどして、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、戸別訪問などにより伝達する。

(2) 社会福祉施設入所者及び病院入院患者

市は、県との事前の役割分担に基づき、対象となる社会福祉施設及び病院を把握し、その施設管理者と協議のうえ、あらかじめリストを作成するなど、事前に把握した情報に基づき、電話、ファクシミリ、インターネット等により、伝達する。

(3) 日本語の理解が十分でない外国人

市は、防災行政無線、広報車、インターネット等による情報伝達にあたり、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や、多数の在住者が母国語とする外国語については、あらかじめ作成した基本文例の活用などにより、正確で迅速な伝達に努める。

第3 緊急通報の発令(基第4章第3節)

1 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 発見者の通報

武力攻撃災害の兆候（武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など）の発見者は、遅滞なく、その旨を市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報することとされている。

(2) 市長への通報

消防吏員、警察官は、発見者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報し、市長に通報することができないときは、速やかに、知事に通報することとされている。

(3) 知事への通知

市長は、通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

(4) 近隣市町村長への連絡

市長は、武力攻撃災害が近隣市町村にも及ぶおそれがあると認めるときは、速やかに、その旨を近隣市町村長に連絡する。

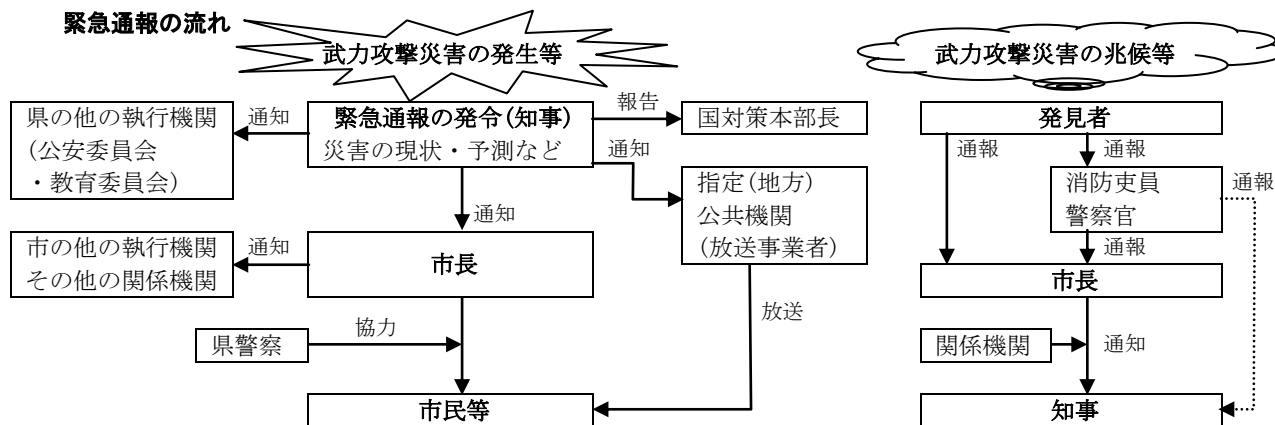
緊急通報発令の流れ

知事	1 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令 【緊急通報の内容】 ○武力攻撃災害の現状及び予測 ○その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 2 緊急通報を発令したときは、直ちに、その内容を市長、県の他の執行機関並びに関係指定（地方）公共機関に通知
市長	緊急通報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知

2 緊急通報の伝達・通知

緊急通報の発令・解除の伝達・通知方法については、警報の場合と同様とする。

緊急通報の流れ



3 緊急通報の内容

緊急通報の内容は危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし明確かつ簡潔なものとする。

【緊急通報の例】

- 【茨城県 A 市〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な 2～3 人組が付近に潜んでいる模様】
- ・〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
 - ・現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
 - ・海岸付近に居住する市民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
 - ・その他不審者に関する情報等があれば、××1-〇〇02 まで電話すること。

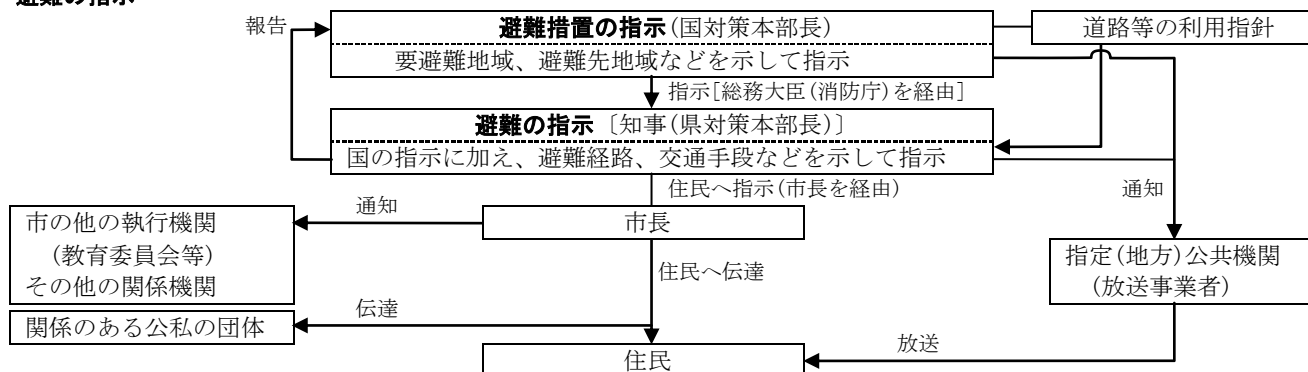
第 2 節 避難の指示・退避の指示

第 1 避難の指示(基第 4 章第 1 節)

1 避難の指示の流れ

国対策本部長	警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置を指示 【避難措置の指示の内容】（法第 52 条第 2 項） ○住民の避難が必要な地域（要避難地域） ○住民の避難先となる地域（避難経路地域を含む）（避難先地域） ○住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
知事	避難措置の指示を受けたときは、市長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示 【避難の指示の内容】 ○国対策本部長から示された避難措置の指示の内容 ○主要な避難の経路 ○避難のための交通手段 ○その他避難の方法
市長	避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、住民及び関係のある公私の団体へ伝達

避難の指示



2 避難の指示に伴う措置

- (1) 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。
- (2) 市長は、知事が的確かつ迅速に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

第2 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し、目の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃げるよう、退避の指示を行う。

なお、退避の必要がなくなったときは、退避の指示を解除する。

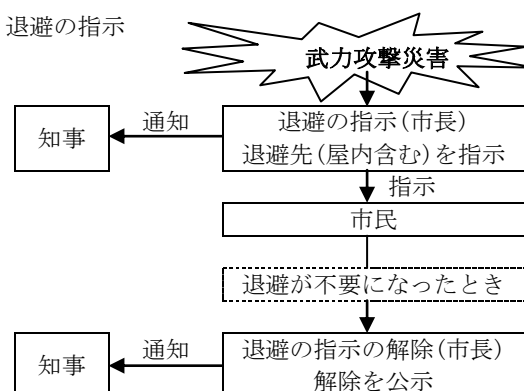
1 退避の指示者

退避の指示者		
指示者	退避の指示を行う要件	
市 長	武力攻撃災害が発生し、 又は 発生するおそれがある 場合	武力攻撃災害から住民を保護し、又は災害拡大を防止するため、「特に」必要があると認めるとき
知 事		武力攻撃災害から住民を保護し、又は災害拡大を防止するため、「緊急の」必要があると認めるとき
警察官		①市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき ②市長若しくは知事から要請があったとき
自衛官		上記の者すべてが指示できないと認める場合に限り

2 退避の指示に伴う措置

- (1) 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、知事、その他関係機関に通知する。なお、本市域を越える退避の指示をしたときは、退避先地域を管轄する市長に連絡する。
- (2) 市長は、退避の指示を解除したときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公示するとともに、知事、その他関係機関に通知する。
- (3) 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

退避の指示



3 屋内退避の指示

下記のように、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。

- (1) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内の場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- (2) ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも、屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

4 安全の確保等

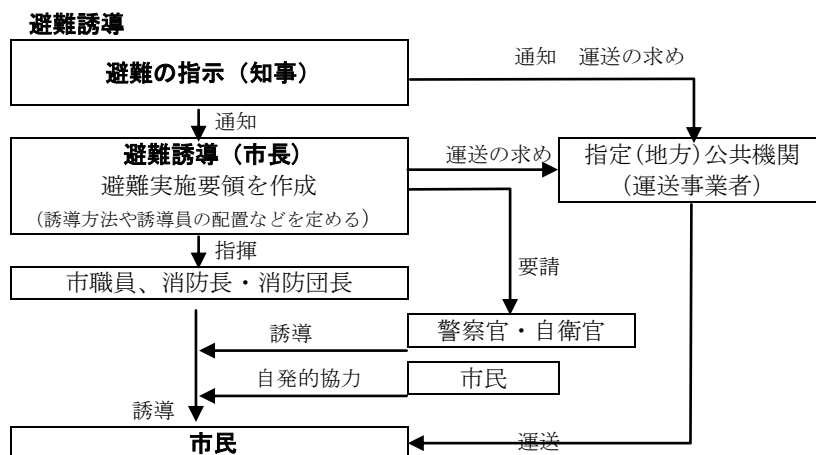
- (1) 市長は、退避の指示を伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察などと連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- (2) 市の職員、消防吏員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は必要に応じて、県警察、自衛隊の意見を聴くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- (3) 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

第3節 避難誘導

第1 避難誘導の流れ

- 1 市長は、住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定め、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、関係機関に通知する。
- 2 市長は、避難実施要領に定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。



第2 避難実施要領の作成(基第4章第1節)

1 避難実施要領の作成

市長は、住民に対し避難の指示があったときは、あらかじめ作成しておいた避難実施要領のパターンの中から、関係機関（市の他の執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）の意見を聴いて、最も適切なパターンを選ぶなどして、直ちに避難実施要領を作成する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

なお、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を簡条書きにするなどして、避難実施要領を作成する。

また、避難の指示の内容が変更された場合又は事態の状況が変化した場合、直ちに避難実施要領を変更する。

【避難実施要領に定める事項】

- ① 避難経路、避難手段その他避難方法に関する事項
- ② 避難誘導の実施方法、関係職員の配置その他避難誘導に関する事項
- ③ 上記のほか、避難の実施に必要な事項

2 避難実施要領作成の際の主な留意事項

(1) 要避難地域及び避難市民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(2) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(3) 一時集合場所及び集合方法

避難市民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(4) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(5) 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣市民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等集合に当たっての避難市民の留意すべき事項を記載する。

(6) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(7) 市町村職員、消防職団員の配置等

避難市民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

(8) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(9) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう残留者の確認方法を記載する。

(10) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難市民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(11) 避難市民の携行品、服装

避難市民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

3 避難実施要領の伝達・通知

(1) 市長は、避難実施要領を定めたときは、防災行政無線やインターネット（ホームページへの掲載）、広報車などを活用するほか、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得て、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

(2) 市長は、市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長等及び自衛隊地方連絡部長並びにその他の関係機関に通知する。

(3) 市長は、放送事業者に連絡する。

第3 避難住民の誘導

1 市職員等による避難誘導

(1) 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民の誘導を行う。

(2) 市長は、安全を十分確認したうえで、避難経路の要所要所に誘導要員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両、案内板、誘導ロープ等を設置し、誘導の円滑化を図る。避難住民の誘導を行う市の職員等には、防災服、腕章、旗及び特殊標章等を携行させる。

(3) 避難住民の誘導は、避難実施要領の内容に沿って、関係者の協力を得て、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

(4) 市長は、避難の指示があった地域に残留者がいないか、広報車等による呼びかけや戸別訪問等により確認する。残留者がいる場合は、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。

(5) 市長は、避難住民の誘導に当たって、必要に応じ、県と連携して、食料・飲料水や医療の提供などを行う。

(6) 市長は、必要に応じて、自主防災組織や自治会等の地域住民の協力を得て、避難者名簿を作成する。

(7) 消防本部及び消防署は、消火、救助、救急の活動状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

(8) 消防団は、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

2 関係機関等の連携

(1) 市長は、市職員、消防吏員及び消防団員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長等、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対して、警察官、自衛官による避難誘導を要請する。

(2) 市長は、本市域を越えて避難住民を誘導する場合、関係市町村長と次のような調整を行う。

ア 避難実施要領を定めるときは、避難先地域（避難経路を含む）を管轄する市町村長の意見を聴くとともに、定めたときは、当該市町村長に連絡する。

イ 市長は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、避難先地域（避難経路を含む）を管轄する市町村長に対し、避難住民の誘導の補助を依頼する。

ウ 市長は、避難誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報を、避難先地域の避難施設を管理運営する市町村長等へ提供する。

(3) 市長は、県域を越えて避難誘導を行うなどの場合は、知事に対し、避難誘導の補助を要請する。

(4) 避難誘導する者又は避難誘導を補助する者は、必要に応じ、避難住民その他の者に対し、安全の確保に十分配慮したうえで、誘導に必要な援助について、自発的な協力を要請する。

3 運送事業者である指定（地方）公共機関との調整

市長は、住民を避難誘導するために、運送手段を確保する必要がある場合、県と調整のうえ、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、運送の求めを行うとともに、要避難住民数、集合場所、集合時間など避難住民の運送に関する具体的事項の調整を行う。

4 避難行動要支援者の避難誘導

- (1) 市長は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難誘導する。
- (2) 市長は、自ら避難することが困難な在宅者の避難誘導について、事前に把握した情報等に基づき、社会福祉協議会、民生委員・児童委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等や、自主防災組織、自治会等の地域住民の自発的な協力を得ながら、必要に応じて車両を確保するなどして実施する。
- (3) 市長は、病院、社会福祉施設等に入院・滞在している、自ら避難することが困難な者の避難誘導について、施設管理者に対し、当該施設職員による引率、保護者への連絡及び引き渡しなどのほか、車椅子や担架による移動の補助、車両による搬送などを要請するなどして実施する。
- (4) 市長は、市及び施設管理者のみでは、十分な輸送手段を確保できない場合は、県、県警察等及び自衛隊に協力を要請する。

5 曜日、時間帯を念頭に置いた避難誘導

- (1) 市長は、平日の昼間においては、避難までに時間的余裕がある場合又は児童・生徒を保護者へ引渡しできる場合を除き、事業所、学校単位での避難ができるよう関係者に避難誘導の補助等について協力を要請し、避難誘導を行う。
- (2) 市長は、他市町村からの通勤・通学者等が速やかに帰宅等できるよう、鉄道等の公共交通機関の運行状況や周辺の道路（歩道）状況に関する情報等を提供する。
- (3) 市の教育委員会は、避難までに時間的余裕がない場合又は児童・生徒を保護者へ引渡しができない場合においては、教職員が生徒と行動を共にして避難するなど、市長の実施する避難誘導を補助するものとする。
- (4) 市長は、夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難誘導中の事故防止、住民の不安軽減を図る。

6 安全の確保

避難誘導を行う機関は、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況などの情報を、現場で誘導を指揮する者に随時提供するなどして、避難住民及び現場で誘導を行う者の安全を確保する。

7 避難住民の復帰のための措置

避難の指示が解除されたときは、その内容を避難住民及び関係のある公私の団体へ伝達するとともに、避難住民を復帰させるため、避難住民復帰要領を作成し、復帰のために必要な措置を行う。

8 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

第4 事態想定を踏まえた避難

市長は、国民保護基本指針で示されている武力攻撃事態等の特徴、留意点などを踏まえ、避難誘導を行う。

1 武力攻撃事態等・緊急対処事態における避難

(1) 着上陸侵攻の場合

武力攻撃災害が広範囲にわたることが予想されるが、避難までの時間的余裕があり事前の準備が可能であることから、戦闘が予想される地域から先行して、本市域外の避難先地域へ避難することとし、大規模な場合は、他県の避難先地域へ避難する。

その際、公共交通機関（鉄道・長距離バスなど）や借上バスを利用して、要避難地域の住民は、他市町村・他県の避難施設へ、要避難地域にいる通勤・通学者等は、他市町村・他県にある自宅等へ避難する。

ただし、県の人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の住民を短期間で遠方へ避難させることは、極めて困難であることから、上記のような避難の準備ができる場合を除き、国対策本部長の避難措置の指示及び知事の避難の指示を踏まえ、適切に対応することとする。

(2) ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合

少人数のグループにより行われ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、事前に予測あるいは察知することができず突発的な発生も想定され、避難までの時間的余裕がないことから、当初は屋内に徒歩で一時退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合（通常弾頭）

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、さらに、極めて短時間で着弾することが予想されることから、直ちに徒歩で屋内へ退避し、その後の事態の推移に応じて、

安全な地域へ避難する。

(4) 航空攻撃の場合（通常弾頭）

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難であることから、直ちに徒歩で屋内へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。

(5) 緊急対処事態の場合

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、それに準じた避難を行う。

2 NBC攻撃における避難

(1) 核兵器を用いた攻撃の場合

被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風等によって、その後は放射性降下物や残留放射線によって生じる。また、熱線・爆風等及び残留放射線は爆心地周辺において、放射線降下物は爆心地付近から、逐次、風下方向に拡散して、被害をもたらす。

このため、熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、当初は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設やコンクリート施設などの屋内へ徒歩で一時避難し、一定時間経過し残留放射線の低減確認後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難する。

また、直接の被害は受けないが、放射性降下物の被害を受けるおそれがある地域については、風下を避けて、できる限り、爆心地から遠くの安全な地域へ避難する。安全な地域へ避難する際は、公共交通機関や借上バスを利用して、他市町村・他県にある避難施設や自宅等へ避難する。

(2) 生物兵器を用いた攻撃の場合

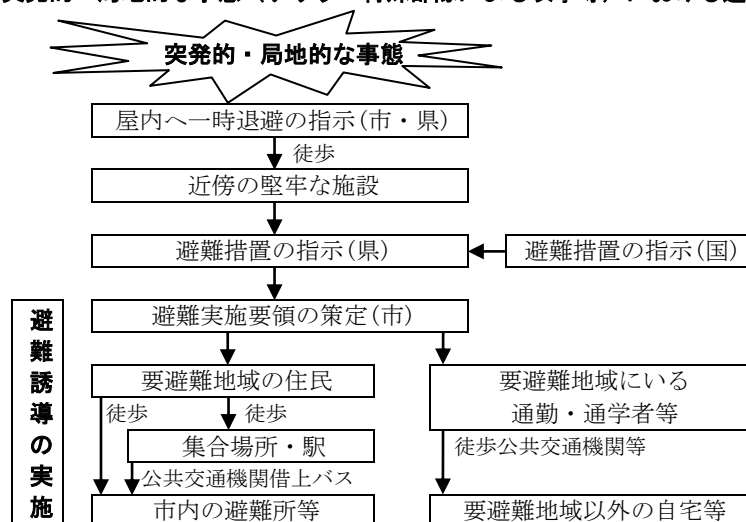
生物剤は、人に知られることなく散布でき、散布が判明したときには、すでに被害が拡大している可能性があるが、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、散布された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋、又は感染のおそれのない安全な地域へ避難する。

(3) 化学兵器を用いた攻撃の場合

化学剤は、一般的には、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重い神経剤（例：サリン）は地面をはうように広がる。また、特有のにおいがあるものもあるが、無臭のものもある。

このため、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、攻撃された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難する。

突発的・局地的な事態（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等）における避難

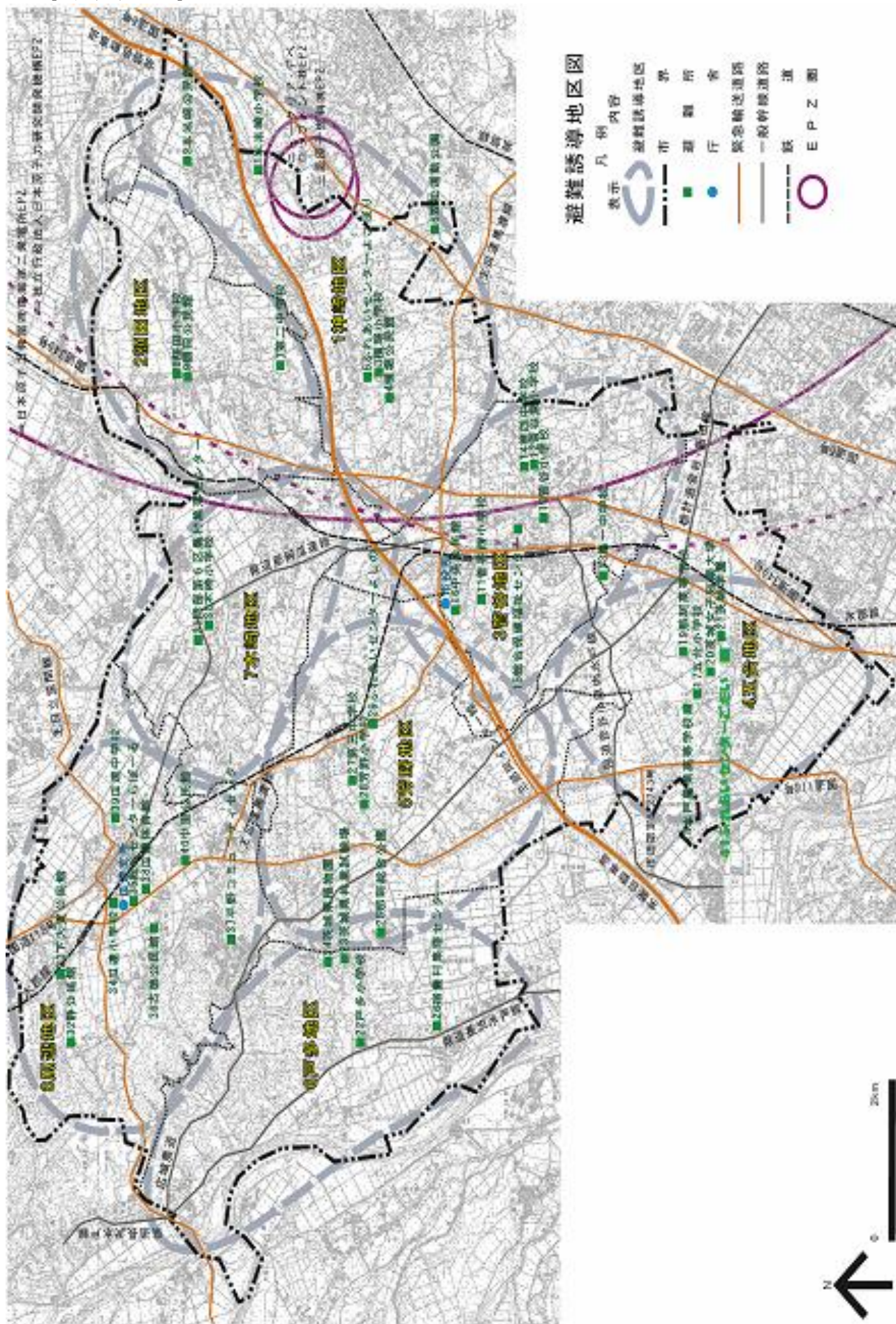


事態想定別避難方針

事態類型等	特 徴			
	攻撃目標となりやすい地域	想定される被害	措置を実施すべき地域 (要避難地域の範囲)	予測・察知
武力攻撃事態				
着上陸侵攻	小型船舶等が接岸容易な沿岸部 大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域	爆弾等による家屋・施設の破壊・火災 →危険物保有施設の爆破	広範囲	予測・察知は可能 (予測事態あり) →時間的余裕あり
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	都市部の政治経済の中核	鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などの破壊 →多数利用施設爆破 危険物保有施設爆破 ダーティボムの使用	比較的狭い範囲	事前に予測・察知できず突発的に発生するケースあり →時間的余裕なし
弾道ミサイル攻撃	攻撃目標を特定することは極めて困難	弾頭の種類（通常弾頭かNBC弾頭か）によって被害の様相は大きく異なる（着弾前の特定は困難） 通常弾頭の場合→家屋・施設の破壊・火災	弾頭の種類により異なる 通常弾頭の場合→局地的 NBC弾頭の場合→広範囲	事前に察知できても、攻撃目標を特定することは極めて困難 極めて短時間で着弾 →時間的余裕なし
航空攻撃	攻撃目標を特定することは困難 都市部が主要な攻撃目標になることも想定	ライフライン等のインフラ施設等への攻撃 通常爆弾の場合→家屋・施設の破壊・火災	広範囲	事前の察知は比較的容易 →時間的余裕なし
緊急処理事態		狭い範囲	狭い範囲	予測は困難 →時間的余裕なし
NBC攻撃				
核兵器等を用いた攻撃		<攻撃当初> →①核爆発に伴う熱線、爆風、初期核放射線 ↓ 物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染 <その後> →残留放射線（②放射性降下物、③中性子誘導放射能） ↓ 外部被ばく（放射線降下物が皮膚に付着） 内部被ばく（汚染された飲料水・食物を摂取）	①局地的（爆心地周辺） ②広範囲（爆心地付近～風下地域） ③局地的（爆心地周辺）	
生物兵器を用いた攻撃		生物剤の特性（特に感染力）ワクチンの有無 既知の生物剤か否か等により被害の範囲が異なる	広範囲（攻撃場所の特定は困難）	潜伏期間を経て発症後に判明する可能性あり（攻撃時期の特定は困難）
化学兵器を用いた攻撃		一般的に風下方向に拡張し、空気より重い神経剤（例：サリン）は地面をほうように広がる。		

方 針			
避難に係る留意点	救援に係る留意点 災害対処に係る留意点	その他	主な避難手段
・事前の準備可能（時間的余裕あり） ・戦闘が予測される地域から先行して広域避難 ・避難の期間が比較的長期		・攻撃終結後の復旧が課題	公共交通機関・借上バス
・攻撃当初は屋内に一時避難 移動の安全が確認された後、適当な避難地に移動（状況が推移することから、今後の予測等を踏まえ避難指示・誘導） ・ダーティボムの場合→攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等へ避難	・災害の兆候等を覚知した場合 →緊急通報の発令 退避の指示 警戒区域の設定		徒歩 公共交通機関・借上バス
・当初は、直ちに近傍の屋内施設（コンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設）へ避難 ・着弾後は、弾頭の種類に応じた避難	・通常弾頭の場合→消火活動		徒歩 公共交通機関・借上バス
・屋内への避難を広範囲に指示（弾道ミサイルと同じ）	・生活関連等施設の安全確保 ・災害発生・拡大の防止措置	・繰り返し攻撃される可能性あり	徒歩 公共交通機関・借上バス
・近くへ避難			徒歩 公共交通機関・借上バス
①の被害を受ける地域→ A当初は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設、コンクリート施設等への屋内避難 B一定時間経過後、安全な地域へ避難。その際、風下を避け、できる限り、爆心地から遠くへ避難 ①の被害は受けないものの②の被害を受ける地域→B ・外部被ばくの抑制 タオル等で口・鼻を保護（手袋、帽子、ゴーグル、雨カッパを着用） ・内部被ばくの抑制 汚染された疑いのある水や食料の摂取は避ける	・放射線障害に対する医療 →安定ヨウ素剤の服用（内部被ばくの低減） ・汚染地域への立入制限	・避難誘導や医療にあたる要員の被ばく管理（防護服の着用等）	公共交通機関・借上バス
・攻撃場所から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させ治療する	・サーベイランス（疾病監視）により感染源・汚染地域の特定、病原体特性に応じた医療活動、まん延防止		徒歩 公共交通機関・借上バス
・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台等汚染のおそれのない安全な地域に誘導	・汚染者の除染・原因物質の特性に応じた救急医療	・原因物質の検知、汚染地域の特定・予測 ・汚染地域の除染	徒歩 公共交通機関・借上バス

【避難誘導地区図】



第4節 避難実施要領のパターン

第1 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難することとなる。)

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長——警報の発令、避難措置の指示

↓ (その他、記者会見等による国民への情報提供)

知 事——避難の指示

↓

市 長——避難実施要領

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

- (※)弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体(国又は国に準ずる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

避難実施要領(一例)

那珂市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

- (※)弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要(過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」※1が存在する。

注※1： 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ(ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」)が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応し(カタストロフィー・バイアス)、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。

- (※)津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、本市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

- (※)防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

- (※)現在調査を行っている全国瞬時警報システム(J-ALERT)が配備された場合には、国において、各市の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個人がとるべき対応を周知徹底する(その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気からできるだけ遮断される状態になるように周知する。)

車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所(やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法)に止めるよう周知する。

外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。)とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品(あれば)を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。

弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、避難行動要支援者の「避難行動要支援者支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行うしておくこと。

住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアーではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

第2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員(消防吏員含む)から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(屋間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

(※) ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領(一例)

那珂市長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、那珂市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

(※) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

那珂市は、A・B・C地区住民約 500 名を本日 15:00 を目途に各地区の一時避難施設である A・B・C 公民館に集合させた後、本日 15:30 以降、市車両及び民間大型バスにより、那珂市〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

(※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(※) 原子力事業所周辺における避難については、原子力災害が発生するおそれがある場合には、住民に対し、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。この場合において、地理的条件や交通事情を勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車を交通手段として示すことができる。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各 2 名を、A・B・C 公民館、避難先の那珂市〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う(配置については別途添付)。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員(消防吏員含む。)から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等)からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難路の要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約 200 名、A 公民館、市保有車両×400 バス 2 台

(イ) B地区

約 200 名、B 公民館、〇〇バス×大型バス 4 台

(ウ) C地区

約 100 名、C 公民館、〇〇バス×大型バス 2 台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日 15:30、A・B・C 公民館

ウ 避難経路

国道〇〇号(予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用)

(※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

(※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備し住民の不安をなくさせる。

(※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 事務局職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、事務局職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に FAX 等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 救助班職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 情報班職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 秘書班職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(※) 都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

(※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「避難行動要支援者支援班」を設置し、「避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者支援プラン」を活用しながら、次の対応を行う。

A 〇〇病院の入院患者 5 名は、〇〇病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

B △△老人福祉施設入居者 25 名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

C その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30 までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立揚や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや目常品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び那珂市職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所:那珂市役所
- オ 現地調整所設置場所:〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、那珂市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び那珂市の支援を受ける。

(昼間の市街地における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領(一例)

那珂市長

〇月〇日〇時現在

(1) 事態の状況

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある(〇〇日〇時現在)。

(2) 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的

な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法(状況の変化とともに、逐次修正)

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部等及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、海上保安部等、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT(Disaster Medical Assistance Team 二災害派遣医療チーム)は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領(一例)

那珂市長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤(〇〇剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の那珂市〇〇地区及び〇〇地区の地域及びその風下となる地域(〇〇地区～〇〇地区)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った…。

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

那珂市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇地区～〇〇地区の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全

に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に FAX 等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMA T (災害派遣医療チーム) 等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を開めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石鹸でよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア 対策本部設置場所 : 那珂市役所
- イ 現地調整所設置場所: ○○

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇付近において、国籍不明の潜水艦から上陸し、逃走した武装工作員による〇〇原子力発電所への攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、那珂市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

関係機関においては、次の対応を講じているところである。

- ・武力攻撃原子力災害の発生に備えて、オフサイトセンターに関係機関の職員が参集。
- ・原子力事業所では、県警察及び海上保安部等の協力を得て警備を強化するとともに、緊急時に原子炉の運転停止等の措置を迅速に行えるよう態勢を強化。
- ・原子力事業所の周辺地域については、県公安委員会及び海上保安部長等により立入制限区域の指定。

(※) 原子力事業所に対する攻撃については、武装工作員の上陸地域から事業所までの活動に伴う避難とともに、武力攻撃原子力災害の方が一の発生に備えた避難を考える必要がある。その際、原子力事業所からの放射能漏れ等のおそれに対する住民の不安を可能な限り払拭できるよう、現在、講じている措置等についても情報提供を行うことが必要である。

(※) 武力攻撃原子力災害の特性にかんがみ、原子力事業所に具体的な被害が発生していない段階においても、対策本部長の指示に基づき、予備的に避難を行うことも必要である。

(※) 武力攻撃原子力災害への避難については、基本指針において次のとおり整理。

- ① 武力攻撃原子力災害が発生するおそれがある場合は、対策本部長は、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。
- ② 武力攻撃原子力災害が発生した場合には、原則として、対策本部長は、コンクリート屋内等への屋内避難を指示する。また、事態の推移に応じて、放射性物質等の長期間放出が予想され、他の地域への避難によらなければ相当な被ばくを避け得ない場合等には、当該避難を指示する。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

武装工作員の上陸地点の周辺地域〇km、また、〇〇原子力発電所までのA地域の住民については、武装工作員との遭遇の危険が高いことから、別途、指示がある場合を除き、屋内に避難する。

また、B、C地域の住民約500名を本日10:00を目途に各地区の一時避難施設であるB・C公民館に集合させた後、本日10:30以降、市車両及び民間大型バス等により、那珂市〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

これ以外の要避難地域の住民については、別途指示があるまで、屋内への避難を行うとともに、移動による避難の準備を踏まえて、避難を行う。

避難誘導の方法については、各現場において、県警察、海上保安部等及び自衛隊からの情報や助言により、適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても修正する。

(※) 武装工作員による攻撃からの避難については、当初は、その活動の実態が不明な状況も多いことから、突発的の攻撃に巻き込まれることがないように、別途連絡があるまで、屋内に避難することを基本とする。

(※) 市町村は、自衛隊、海上保安部等及び県警察から情報を収集し、局地的にも一定の地域の安全が確保された場合に、必要があると認めるときには、その支援を受けて、当該地域の住民を避難させる。このため、現地における事態の状況を捉えた活動を行えるよう、現地調整所等において、情報共有及び活動調整を十分に行う。特に、銃器類による防護手段を有しない職員の現場における活動は、十分な安全が確保された状況下で行う。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各 2 名を、B・C 公民館、避難先的那珂市〇〇小学校に派遣する。またオフサイトセンターに連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分を害した者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。

(※) オフサイトセンターには、職員を派遣して、放射能漏れ等が発生した場合の緊急的な対応を行えるように、関係機関との調整を行う。

(3) 輸送手段

略

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 事務局職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、事務局職員は、避難実施要領について、A・B・C 地区の自治会長、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に FAX 等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 救助班職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 情報班職員は、近隣住民が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 秘書班職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者名簿を活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 武装工作員が活動している地域については、防災行政無線によるほか、職員の安全が確保されている場合を除き、現場で活動する自衛隊、海上保安部等及び県警察に伝達を要請する。

(5) 一時避難場所への移動

(略)

(6) 避難の完了

(略)

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

(略)

(8) 住民に周知する留意事項

(略)

対策本部長又は都道府県知事による安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合の対応について、必要な情報を入手しておく。

(9) 安全の確保

(略)

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

(略)

5 避難住民の受入・救援活動の支援

(略)

第5章 救援

第1節 救援の実施

第1 救援の実施主体

国 対 策 本 部 長	○避難先地域を管轄する知事及び武力攻撃災害により被災者が発生した地域を管轄する知事に 対し、救援措置を実施すべきことを指示
知 事	○指示を受けた知事は避難住民及び被災者に対し救援を実施 ○市長に対し指示を行い、又は市長の補助を得て、救援を実施
市 長	○知事からの指示を受け救援に関する事務の一部を実施するほか、知事が行う救援を補助

第2 救援の実施(法第75条、令9、10)

1 市長による救援

市長は、あらかじめ県と調整した役割分担に沿って、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

また、上記で実施することとされた措置を除き、知事が行う救援を補助する。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の搜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 関係機関との連携

(1) 県との連携

市長は、県の指示を受け、又は県を補助する場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して、国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、県の指示を受け、又は県を補助する場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社茨城県支部との連携

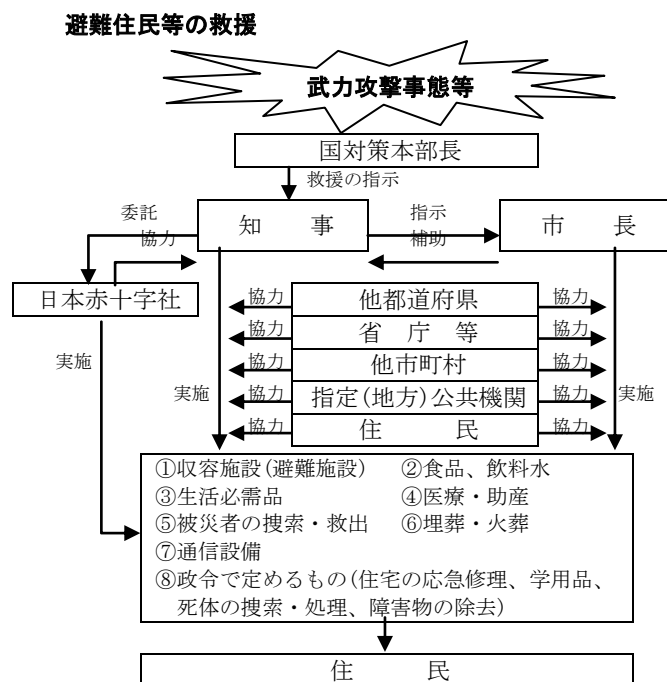
市長は、県の指示を受け、又は県を補助する場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社茨城県支部と連携しながら、救援の措置を実施する。

(4) 指定（地方）公共機関との連携

市長は、救援物資を運送するために、運送手段を確保する必要がある場合、県と調整のうえ、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、運送の求めを行う。

(5) 住民等との連携

市長又は市職員は、県の指示を受け、又は県を補助する場合において、救援を実施するため必要があると認めるときは、安全の確保に十分に配慮したうえで、避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請する。



第3 救援の内容

1 救援の基準等

市長は、県の指示を受け、又は県を補助する場合において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、特別な基準の設定についての意見を内閣総理大臣に申し出るよう要請する。

2 収容施設の供与

(1) 避難所の開設、管理運営

- ① 市が避難先地域に指定されたとき、市長は、知事が避難所の開設を円滑に行えるよう、知事からの意見聴取に迅速に対応する。また、避難所が開設された場合は、知事からの通知を施設管理者等に連絡する。
- ② 市長は、県の指示を受けた場合は、施設管理者等に連絡し、市職員を避難所に派遣し、施設管理者、避難住民及び近隣の者の協力を得て、避難所を管理運営する。その際、他の地方公共団体から避難住民を受け入れた場合は、避難元の地方公共団体の人材活用を図る。

(2) 留意事項

避難所の管理運営に当たっては、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理運営に努める。

- ① 避難者数・世帯数の把握（避難者台帳の作成など）
- ② 正確かつ迅速な情報の伝達（国民保護措置の実施状況・実施予定、多言語による提供など）
- ③ 健康相談（心的外傷後ストレス障害（PTSD）を含む。）の実施、救護所の設置、仮設トイレの早期設置、プライバシーの確保や、生活習慣・文化・宗教の違いへの配慮など
- ④ 避難行動要支援者への配慮（施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所の確保など）
- ⑤ 避難生活長期化への対応（生活相談所の開設、混乱防止のための避難者心得の掲示など）

(3) 応急仮設住宅等の確保

市は、避難住民等を収容する期間が長期にわたるときは、必要な戸数を迅速に把握し、県に報告するとともに、県の指示を受け、又は県を補助する場合において、速やかに応急仮設住宅の建設などにより施設の確保を図る。

3 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与

市は、県の指示を受け、又は県を補助して、救援のために必要な食品の給与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与を行う。

給与、供給及び貸与に当たっては、自然災害時の方法に準じて、あらかじめ、調達・供給体制を確立しておき、必要に応じ、他市町村、関係業界団体等の支援・協力を得て、次のとおり実施する。

また、本市のみでは食品、飲料水、生活必需品の確保が困難なときは、隣接市町村又は県に応援を要請する。

(1) 飲料水の供給

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- ① 浄水池、配水池等の給水拠点での給水の実施
- ② 給水車・トラック等による給水の実施
- ③ 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
- ④ 給水用資機材の調達
- ⑤ 住民への給水活動に関する情報の提供
- ⑥ 飲料水の水質検査及び消毒
- ⑦ バック水・缶詰水の配布

(2) 食品の給与、生活必需品の給与・貸与

市は、必要な物資を確保するため、次の措置を講ずる。

- ① 避難所ごとの必要量の算定
- ② 備蓄物資の給与又は貸与
- ③ 協定を締結している物資の調達

4 医療救護の提供及び助産

市は、県の指示を受け、又は県を補助する場合、医療関係機関・医療関係者等と連携して、武力攻撃災害の状況に応じ、被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

実施に当たっては、医療関係者に対し、安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じたうえで、医療救護活動の実施を要請する。

なお、大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され、避難住民等に十

分な医療が提供できない場合等には、必要に応じ、臨時の医療施設を開設する。

(1) 医療情報の収集・提供活動

市は、郡市医師会等の協力を得て、医療関係者・医療機関の被害状況、活動状況及び被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに県へ報告するとともに、住民に対し可能な限り情報提供する。

(2) 現地医療対策

市は、県及び関係機関等と連携して、適切な現地医療対策を実施する。

① 現地医療の確保

a 医療救護班の編成・派遣

武力攻撃災害発生後直ちに、郡市区医師会等の協力を得て、医療救護班を編成・派遣し、医療救護活動を実施する。

なお、市単独では十分対応できない場合は、原則として、県及び県を通じて日本赤十字社茨城県支部に医療救護班の派遣要請を行う。

b 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関が、所有する緊急車両等を活用し、移動するものとされているが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市は、県と連携して搬送手段を確保し、搬送を行う。

c 救護所の設置・運営

市は、郡市区医師会等の協力を得て、避難所その他適当な場所に、応急救護所、医療救護所を設置し運営する。

なお、医療機関の開設者から承諾が得られた場合は、医療機関を医療救護所とする。

d 医療救護班の受入れ・調整

市は、医療救護班の受入れ窓口を設置し、県と連携して、郡市区医師会等の協力を得て、救護所への配置調整を行う。

② 現地医療活動

a 救護所における現地医療活動

(a) 応急救護所における現場救急活動

武力攻撃災害発生直後に災害拠点病院等から派遣される医療救護班が、応急救護所で応急処置やトリアージ（治療の優先順位付け）等の現場救急活動を行う。

(b) 医療救護所における臨時診療活動

医療救護班が医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

b 医療救護班の業務

(a) 患者に対する応急処置

(b) 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

(c) 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

(d) 助産救護

(e) 被災住民等の健康管理

(f) 死亡の確認

(g) その他状況に応じた処置

(3) 後方医療対策

① 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、県から受入れ病床の情報を確保する。

② 後方医療活動

市は、県及び関係機関等と連携して、後方医療対策を実施する。

a 受入れ病院の選定と搬送

市は、県から得た医療機関の患者受入れ情報を踏まえ、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

b 患者搬送手段の確保

(a) 陸路搬送

患者の陸路搬送は、原則として市が所有する救急車で実施し、十分確保できない場合は、県と連携して搬送車両を確保する。

(b) 空路搬送

市は、必要に応じ、県に対し、搬送用のヘリコプター等の確保を要請する。

③ 災害医療機関の役割

災害医療機関は、以下の役割分担により、医療救護活動を実施する。

区 分	役 割
基幹災害医療センター	地域災害医療センターとしての活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整を実施
地域災害医療センター	① 24 時間緊急対応による救急患者の受け入れと高度医療の提供 ② 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整 ③ 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援
特定診療災害医療センター	循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を実施 ① 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供 ② 疾病患者に対応する医療機関間の調整 ③ 疾病患者に対応する医療機関等への支援 ④ 疾病に関する情報の収集及び提供
市内の医療機関	① 市の医療拠点としての患者の受け入れ ② 災害拠点病院等との連携による、患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 医薬品等の確保・供給活動

市は、県の指示を受け、又は県を補助する場合、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。なお、不足が生じたときは、県に対して供給の要請を行う。

(5) 個別疾病対策

市は、県の指示を受け、又は県を補助する場合、専門医療が必要となる疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、現地医療活動、後方医療活動等を行う。

5 被災者の捜索・救出

市は、県の指示を受け、又は県を補助する場合、被災情報、安否情報等を踏まえ、消防機関、県警察等及び自衛隊等の関係機関と連携を図りながら、安全の確保に十分留意しつつ、武力攻撃災害のため生命若しくは身体が危険な状況にある者、生死不明の状態にある者（死亡した者を含む。）の捜索・救出活動を実施する。

6 遺体の処理、埋葬又は火葬

(1) 市は、県の指示を受け、遺体の処理、埋葬又は火葬を行う。

その際、厚生労働省により、墓地、埋葬等に関する法律に規定する手続の特例が定められたときは、その特例に基づき実施する。

なお、身元不明の遺体については、県警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

(2) 市は、遺族が遺体の処理、埋葬又は火葬を行うことが困難もしくは不可能である場合は、県の指示を受け、遺族に代わって次の措置を実施する。

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ② 埋葬又は火葬に相当の時間を要する場合の遺体の一時安置
- ③ 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報の収集及び棺の調達、遺体搬送の手配等
- ④ 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給

なお、市単独では遺体の処理、埋葬又は火葬を実施することが困難であるときは、「茨城県広域火葬計画」に基づき、県に対して必要な措置を要請する。

7 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定（地方）公共機関が避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備を臨時に設置する場合において、設置場所の提供など必要な協力を行う。

8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、住宅の被災状況の把握に努める。また、武力攻撃災害を受けた住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない状況となった者の住宅については、県の指示を受け、又は県を補助して、その居室、炊事場及び便所など、必要最小限度の部分の応急修理を行う。

9 学用品の給与

市は、県の指示を受け、又は県を補助する場合、小学校児童・中学校生徒（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）・高等学校等生徒の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ、児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

10 生活支障物の除去

市は、県の指示を受け、又は県を補助する場合、武力攻撃災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の把握に努め、住民が自らの資力をもってしては支障物を除去できない場合は、必要に応じて、支障物の除去を行う。

なお、市単独では対応が困難な場合は、県に対して、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行う。

第6章 安否情報の収集・提供

第1節 安否情報の収集

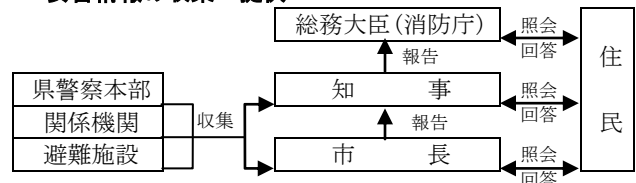
第1 市長による収集

市長は、避難施設若しくは医療機関に収容等された避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（住民以外で市に在る者及び死亡した者を含む。）の安否情報を収集する。

第2 収集の方法

- (1) 安否情報の収集は、避難誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、市が保有する情報を参考に避難所において避難者名簿を作成する等により行う。また、消防機関、市が管理する医療機関及び諸学校、指定行政機関等からの情報収集、県警察への照会などによっても行う。
- (2) 指定（地方）公共機関並びに運送機関、医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を要請する。なお、これらの機関に対し、安否情報の収集への協力を要請するに当たっては、当該協力が各機関の業務の範囲内において自主的な判断に基づくものであることに留意する。
- (3) 国の安否情報システムが平成20年4月から運用開始されたことにより、安否情報の収集及び報告の手続き等は、原則として安否情報システムを活用し、効率的且つ安定的に安否情報の収集・提供を行うものとする。

安否情報の収集・提供



第3 収集する対象と項目

注：第2編 第1章 第4節 情報収集・提供等の体制整備を参照

第4 安否情報の報告時期

市長は、武力攻撃事態等の推移や避難住民の誘導、避難住民等の救援その他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、知事に対し、適時に、安否情報を報告するほか、知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告する。

県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

第2節 安否情報の提供

第1 安否情報の照会の受付

- (1) 市は、安否情報の照会窓口を市対策本部に設置するとともに、照会窓口の電話及びファクシミリ番号、メールアドレスを住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

注：資料編「安否情報照会書様式 様式第4号（第3条関係）」参照

第2 安否情報の回答

市長は、安否情報の照会があったときは、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分留意のうえで、速やかに回答する。

第3 照会の要件と回答の内容

安否情報の照会を行う者の本人確認等を身分証明書により行う等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、次のとおり回答する。

なお、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

照 会 要 件	回 答 内 容
本人の同意がないとき 又は 公益上特に必要があると認められないとき	避難住民に該当するか否か 及び 死亡し又は負傷しているか否か
本人の同意があるとき 又は 公益上特に必要があると認められるとき	1. 氏名 2. フリガナ 3. 出生の年月日 4. 男女の別 5. 住所 6. 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） 7. その他個人を識別するための情報 8. 現在の居所 9. 負傷又は疾病の状況 10. 連絡先その他必要情報 上記のうち必要最小限の情報を回答する。

注：資料編「安否情報回答書様式 様式第5号（第4条関係）」参照

第3節 日本赤十字社に対する協力

市長は、保有する安否情報のうち、外国人に関するものを収集・整理、回答することとされている日本赤十字社から協力依頼があったときは、安否情報の提供など必要な協力を行う。

第4節 個人情報の保護への配慮

市長は、安否情報の収集・提供を行うに当たっては、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分配慮するものとする。また、場合によっては、安否を気遣う家族等の心情に配慮する必要があることに留意する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 関係機関の役割

第1 国の役割

国は、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、自ら必要な措置を講ずるとともに、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、知事に対し、武力攻撃災害の発生の防止や災害への対処等の措置を適切に実施するよう、その方針を示した上で、直ちに指示することとされている。

また、内閣総理大臣は、国民保護法の規定するもののほか、知事の要請があったときは、対策本部長の求めに応じ、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせることとされている。

第2 県の役割

県は、県域に係る武力攻撃災害を防除及び軽減するため、武力攻撃災害への対処に関する必要な措置を講じることとされている。

知事は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、放射性物質や危険物質等による武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、国対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請することとされている。

第3 市・消防の役割

市は、本市域に係る武力攻撃災害を防除及び軽減するため、武力攻撃災害への対処に関する必要な措置を講ずる。

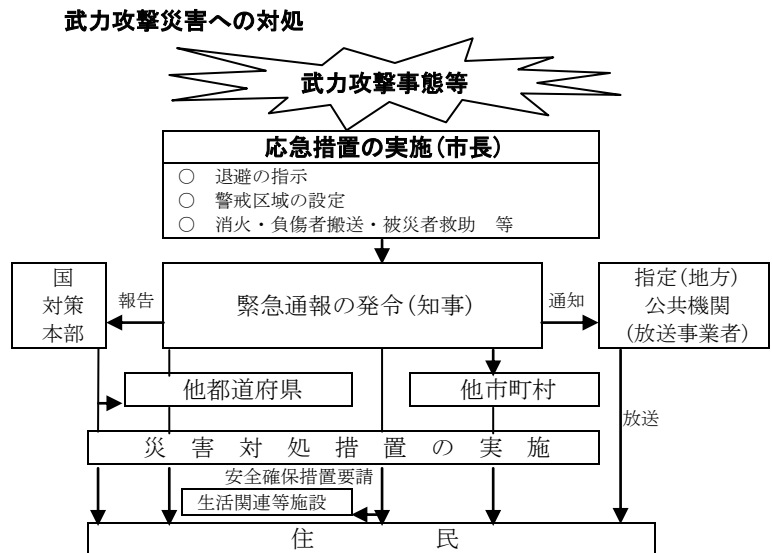
市長は、市の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、知事に対し、国対策本部長に上記要請を行うよう求める。

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

第2節 応急措置等の実施

市は、武力攻撃事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、他の機関との連携のもと、自らの判断に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、消火・救助・救急活動など、応急措置等を実施する。

この場合、市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。



第1 緊急通報

注：第3編 第4章 第1節 第3 緊急通報の発令を参照

第2 退避の指示

注：第3編 第4章 第2節 第2 退避の指示を参照

第3 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

1 設定者

設定者	警戒区を設定する要件	
市長	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「特に」必要があると認めるとき
知事		当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「緊急の」必要があると認めるとき
警察官		・市長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないとき ・市長若しくは知事から要請があったとき
自衛官		市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り

2 設定方法

(1) 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

(2) 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。

(3) 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。

- (4) 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (5) 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

第4 消火・救助・救急活動

市・消防機関は、県、県警察及び海上保安部等などと相互に連携を図りつつ、安全の確保に十分留意したうえで、迅速かつ的確に、消火・救助・救急活動を実施する。

1 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害に関する情報の早急な把握に努めるとともに、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

2 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防吏員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(1) 災害発生状況の把握

高所見張り、ヘリコプター、高所カメラ等を通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

(2) 応急活動

① 消火活動

- a 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、武力攻撃災害の状況、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。
- b 延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

② 救助・救急活動

- a 県警察及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- b 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

3 相互応援

- (1) 市長は、本市域内の消防力では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。
- (2) 市長は、上記(1)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱及び緊急消防援助隊の応援の要請等に関する要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。
- (3) 市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。
- (4) 市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。
- (5) 本市域が被災していない場合、市長は、被災市町村長からの要請又は相互応援協定、知事又は消防庁長官からの指示に基づき、速やかに応援を行う。本市域が被災している場合において、市は、火災の状況、地理、水利の情報を応援市町村に対して提供する。

4 安全の確保

- (1) 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないよう国の現地対策本部及び県対策本部等からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

- (2) 本市域が被災していない場合、市長は、被災市町村長からの要請又は相互応援協定、知事又は消防庁長官からの指示に基づき応援を行うときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- (3) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行なうなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- (4) 市長若しくは消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防吏員・消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

5 関係機関による現地調整所の開催

市は、県、県警察等及び自衛隊の部隊等と、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を緊密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて、県と調整のうえ、現地調整所を開催する。

なお、市は、救助・救急活動以外の国民保護措置の実施に当たっても、必要に応じ、現地調整所の場を活用するなどして、現場における関係機関との情報連絡を緊密に行う。

6 住民への協力要請

市長若しくは消防吏員その他の市の職員は、市の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。

なお、この要請を行う者は、要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

- (4) 現地調整所については、必要と判断した場合には、本市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う本市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、本市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、本市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）

第3節 生活関連等施設の安全確保

第1 生活関連等施設の安全確保

1 関係機関の役割

内閣総理大臣	○武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全の確保が特に必要であると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を実施 ○この場合において、国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、立入制限区域の指定について必要な指示
知事	○武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、生活関連等施設の安全確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請 ○安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は長等に対し、立入制限区域の指定を要請
指定（地方）行政機関	○武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、生活関連等施設の安全確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、自ら当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請 ○要請を行ったときは、直ちに、その旨を知事に通知
生活関連等施設の管理者	○警備の強化などの安全確保措置を実施するよう要請を受けた施設管理者は、県警察、消防機関、その他の行政機関に対し、施設の安全確保のため、必要な支援を求める
県公安委員長等	○知事から要請があったとき、又は、事態に照らして特に必要があると認めるときは、立入制限区域を指定 ○警察官又は海上保安官は、特に施設管理者の許可を得た者以外の者に対し、立入制限・禁止又は退去を命令

2 対象施設

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設で政令で定めるものをいう。

- ① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

政令で定められた施設		施設の対象範囲が示されている法律
①	発電所又は変電所	電気事業法
②	ガス工作物	ガス事業法
③	取水・貯水・浄水施設又は配水池	水道法
④	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法
⑤	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法
⑥	放送用無線設備	放送法
⑦	水域施設又は係留施設	港湾法
⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法及び航空法
⑨	ダム	河川管理施設等構造令
⑩	危険物質等の取扱所	国民保護法

3 市の役割

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、本市域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を県などから収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

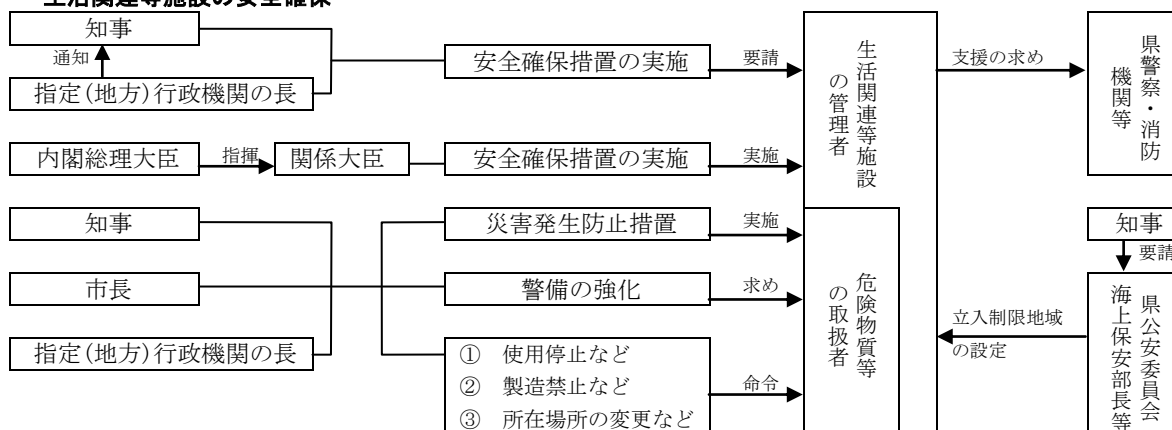
市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

生活関連等施設の安全確保



第2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止

1 実施主体

主体	権限	要件	対象
市知事 指定(地方)行政機関の長	警備の強化の求め	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるとき	危険物質等の取扱者 (占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取扱う者)
	措置の実施命令(措置内容は下記のとおり)	緊急の必要があると認めるとき	
	管理状況の報告の求め	措置の実施を命ずるため必要があると認めるとき	

2 危険物質等に関する措置命令等

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、警備の強化を求めるほか、緊急の必要があると認めるときは、政令で定められた武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において、当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

また、措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 市長が命ずることができる対象物質と措置内容

(1) 対象物質

- ① 消防本部等所在の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

(2) 措置内容

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）〔措置1〕
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）〔措置2〕
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）〔措置3〕

物質の種類と対象範囲を示す法律		措置命令者	措置		
			措置1	措置2	措置3
①	危険物【消防法】	総務大臣 知事 市長	第12条の3	○	○
②	毒物及び劇物【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知事	○	○	○
③	火薬類【火薬類取締法】	経済産業大臣 国土交通大臣 県公安委員会	第45条	同左	同左
④	高压ガス【高压ガス保安法】	経済産業大臣 知事	第39条	同左	同左
⑤	核燃料物質（汚染物質含む。） 【原子炉等規制法】	原子力規制委員会 委員長	□	□	□
⑥	核原料物質【原子炉等規制法】	原子力規制委員会 委員長	○	○	○
⑦	放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射線障害防止法】	原子力規制委員会 委員長	第33条第4項	同左	同左
⑧	毒薬及び劇薬【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律】	厚生労働大臣 知事	○	○	○
⑨	事業用電気工作物内の高压ガス 【電気事業法】	経済産業大臣	○	○	○
⑩	生物剤及び毒素 【生物兵器禁止法】	主務大臣	○	○	○
⑪	毒性物質【化学兵器禁止法】	経済産業大臣	○	○	○
備考 （注1）○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 （注2）ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。					

第3 武力攻撃原子力災害への対処

原子力事業所に係る武力攻撃災害への対処については、市は、生活関連等施設及び危険物質等の取扱所に関する措置に加え、地域防災計画等に定められた措置に準じて対処する。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に以下の点に留意する。

1 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- (1) 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣

及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

- (2) 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者はその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- (3) 市長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- (4) 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

2 住民の避難誘導

- (1) 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を作成し、住民の避難誘導を行う。
- (2) 市長は、原子力事業者からの通報内容、県等によるモニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

3 モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

4 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- (1) 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- (2) 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

5 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対して、必要な措置を講じるべきことを命令するよう関係する指定行政機関の長に要請するよう求める。

また、市長は、生活関連等施設に係る規定に基づき、知事に対して、安全確保のために必要な措置を講ずるよう原子力事業者に要請するよう求める。

6 安定ヨウ素剤の予防服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

7 食料品等による被ばく防止

市長は、知事からの協力要請を受けて、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するとともに、食料品等の安全性が確保された後は、その安全性についての広報を実施する。

8 要員の安全の確保

市又は関係消防組合の管理者若しくは長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

9 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

10 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

第4節 N B C攻撃による災害への対処

第1 関係機関の役割

国 (内閣総理大臣)	○N B C攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、N B C攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施 ○国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請
---------------	---

知事	○内閣総理大臣からの要請を受けた場合、自ら協力して汚染の拡大を防止するための必要な措置を実施 ○汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、市長、関係消防組合の管理者若しくは長、県警察本部長に対し必要な協力を要請
----	---

第2 市の役割

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対応を行う。

4 市長等の権限

(1) 市長、又は関係消防組合の管理者若しくは長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、県警察等の関係機関と調整しつつ、下記の措置を実施する。

- ① 汚染され、又は汚染された疑いがある「飲食物、衣類、寝具その他の物件」の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、又は禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。
- ② 汚染され、又は汚染された疑いがある「生活の用に供する水」の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。
- ③ 汚染され、又は汚染された疑いのある「死体」の移動を制限し、又は禁止すること。
- ④ 汚染され、又は汚染された疑いがある「飲食物、衣類、寝具その他の物件」を廃棄すること。
- ⑤ 汚染され、又は汚染された疑いがある「建物」への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。
- ⑥ 汚染され、又は汚染された疑いがある「場所」の交通を制限し、又は遮断すること。

(2) 上記(1)の①から④の措置を講ずるときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する（差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。）。また、上記(1)の⑤及び⑥の措置を講ずるときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する（差し迫った必要があるときは、現場における指示をもってこれに代える。）。

- ① 当該措置を講じる旨
- ② 当該措置を講じる理由
- ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記(1)の⑤及び⑥の措置を講ずる場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ④ 当該措置を講ずる時期
- ⑤ 当該措置の内容

5 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

6 要員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、危険が及ばないよう防護服を着用させるほか、武力攻撃災害の状況等の情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第5節 廃棄物の処理

市は、県と連携して、廃棄物処理法及び国民保護法第124条の規定による特例に基づき、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

第1 し尿処理

1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域（安全な地域に限る。）におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2 処理活動

- (1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- (3) 必要に応じて、県、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

第2 ごみ処理

1 初期対応

- (1) 避難所をはじめ被災地域（安全な地域に限る。）におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 処理活動

- (1) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- (2) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- (3) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- (4) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (5) 必要に応じて、県、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

第3 がれき処理

1 初期対応

- (1) がれきの発生量を把握する。
- (2) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2 処理活動

- (1) がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、県、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

第8章 被災情報の収集・報告・公表

第1節 被災情報の収集

- 1 市長は、電話、防災行政無線等その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 市長は、情報収集に当たっては消防機関、県警察などとの連絡を密にする。また、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

第2節 被災情報の報告

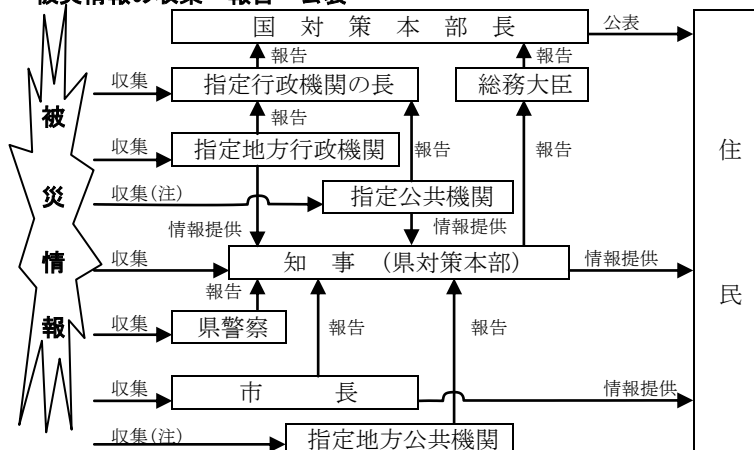
- 1 市長は、自ら収集した被災情報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファクシミリ等により直ちに知事に報告する。
- 2 市長は、第一報を知事に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について消防庁が定める様式に従い、電子メール、ファクシミリ等により知事が指定する時間に報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、知事に報告する。

第3節 公表・情報提供

市は、情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者を置くなどにより、正確かつ積極的な情報提供に努める。

また、提供する情報の内容について、県に通知し、情報交換を行うよう努める。

被災情報の収集・報告・公表



(注)：管理する施設・設備及び業務として行う国民保護措置に関する被災情報に限る。

第9章 保健福祉・衛生

市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、県及び社会福祉協議会等関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努める。

また、市は、県と連携して、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施し、必要に応じ健康相談等窓口を設置する。

第1節 防疫活動

市は、感染症法及び災害防疫実施要綱（厚生省）及び国民保護法第121条の規定による特例に基づき、県と緊密な連携をとりつつ、患者等の人權に配慮しながら、防疫活動を実施する。

1 県の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

- ① 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- ② ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- ③ 避難所の防疫指導
- ④ 臨時予防接種（予防接種法第6条）
- ⑤ 衛生教育及び広報活動

2 防疫に必要な薬品を調達、確保する。

3 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県に協力を要請する。

4 その他、感染症法により、県の指示を受け必要な措置を行う。

参考

類型	感染症名
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
指定感染症	インフルエンザ（H5N1）

第2節 食品衛生監視活動

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携して、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

第3節 飲料水衛生確保対策

1 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携して、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民への情報提供を実施する。

2 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

- 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

第4節 避難住民等の健康維持活動

市は、県と連携して、避難住民等の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、避難住民等の健康維持に必要な活動を実施する。

第1 巡回相談等の実施

- 避難住民等の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- 避難住民等の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡を取り、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

第2 心の健康相談等の実施

- 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
- 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第5節 福祉サービスの提供

市は、県と連携して、被災した高齢者・障害者等に対して、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、関係団体と協力して、継続的に福祉サービスの提供を行う。

第1 福祉ニーズの把握

市は、被災した高齢者、障害者等に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、県と連携して、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

第2 支援活動

市は、県と連携して、被災した高齢者、障害者等に対して、関係団体と協力し、ホームヘルパーの派遣等必要な在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

第3 緊急入所等

市は、県と連携して、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、障害者等について、本人の意思を尊重した上で、福祉型避難所への避難又は関係団体の協力を得て、社会福祉施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

第6節 応援要請

市は、防疫活動、食品衛生監視活動、健康維持活動及び福祉サービスの提供において、市単独での対処が困難になった場合は、県及び近隣市町村に応援を要請する。

第7節 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月1日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。

第10章 国民生活の安定

第1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び荒惜しみを防止するために、市は、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2 避難住民等の生活安定等

1 被災児童・生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市民税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付または納入に関する期間の延期並びに市民税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3 生活基盤等の確保

1 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために、茨城県と連携して必要な措置を講ずる。

2 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 意義

ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

第2 内容

1 特殊標章

第一追加議定書に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

2 身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書

3 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

注：資料編 「那珂市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」参照

第3 特殊標章等の交付及び管理

- 市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン〔平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知〕に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ① 本市の職員（消防長の所轄の消防吏員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ② 消防団長及び消防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ③ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ④ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長（国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型）

- ① 消防長の所轄の消防吏員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ② 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ③ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- 2 市長及び消防長は、特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

注：資料編 「那珂市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」参照

第 4 編 復旧等

第 1 章 施設の応急復旧

第 1 節 基本的事項

第 1 復旧のための体制・資機材の整備

市は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うための体制及び資機材を整備するよう努める。

第 2 応急復旧の実施

市は、武力攻撃災害発生後、安全の確保に配慮したうえで、可能な限り速やかに、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行う。

第 3 通信手段の確保

市は、国民保護措置を実施する上で重要な情報通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮したうえで、速やかに応急復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保する。

なお、復旧措置を講じて、なお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県を通じて総務省にその状況を報告する。

第 4 県等に対する支援要請

自らの要員、資機材などで応急復旧できない場合は、必要に応じ、知事に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急復旧のために必要な措置の支援を求める。なお、他の市町村との間で、あらかじめ相互応援協定等が締結されている場合などは、その協定等に基づき、応援を要請する。

第 5 主要施設の応急復旧

- 1 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
なお、県から依頼があった場合は、本市域内における応急復旧等の状況について、情報提供する。
- 2 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第 2 章 武力攻撃災害の復旧

第 1 節 国における所要の法制の整備

国は、国民保護法第 171 条の規定に基づき、武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、速やかに、法整備のための所要の措置を講ずることとされている。

また、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、武力攻撃災害による被災状況等を踏まえつつ、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。

市は、国が示す方針に従って、県と連携し、本市域の復旧を行う。

第 2 節 所要の法制が整備されるまでの復旧

- 1 市は、武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。
- 2 市は、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。
- 3 市は、復旧に当たって、その対象となる施設の被害の状況、市及び県が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

第1 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、市は、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

第2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償、損害補償及び損失補てん

第1 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

第2 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

第3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第3節 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、文書の逸失等することがないように、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

なお、市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第 5 編 資料

第 1 安否情報報告書様式

様式第 3 号（第 2 条関係）

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への公表の同意	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

被災情報の報告様式（市報告用）

年 月 日に発生した〇〇〇による被害(第 報)

平成 年 月 日 時 分
那 珂 市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)
- (1) 発生日時 平成 年 月 日
- (2) 発生場所 〇〇市△△町 A 丁目 B 番 C 号(北緯 度、東経 度)
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

那珂市	人的被害				住家被害		その他
	死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			

※ 可能な場合、死者について死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

那珂市	年月日	性別	年齢	概 況

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 茨城県知事 殿 那珂市長		年 月 日
申 請 者 住所 氏名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、 安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備考		
被 照 会 者 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別する ための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

殿		年 月 日
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		総務大臣 茨城県知事 那珂市長
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
 5 安否情報の収集時刻を、「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第2 那珂市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成 18 年 3 月 9 日
告示第 12 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 特殊標章の交付等(第 5 条—第 9 条)
- 第 3 章 身分証明書の交付等(第 10 条—第 13 条)
- 第 4 章 保管及び返納(第 14 条・第 15 条)
- 第 5 章 濫用の禁止等(第 16 条・第 17 条)
- 第 6 章 雑則(第 18 条・第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則 (目的)

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)に基づき、那珂市の武力攻撃事態等における特殊標章等(国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

(交付の対象者)

第 3 条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第 16 条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員(消防長の所轄の消防吏員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第 4 条 市長は、前条第 1 号及び第 2 号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(様式第 2 号)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第 3 号及び第 4 号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(様式第 3 号)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(様式第 2 号)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第 2 章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第 5 条 市長は、第 3 条第 1 号又は第 2 号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第 2 条第 1 項で規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げる者(前項において掲げる者を除く。)並びに第 3 号及び第 4 号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第 6 条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第 2 条第 1 項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)を併せて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第 7 条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第 3 条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第 8 条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第 9 条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(様式第 4 号)により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第 3 章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第 10 条 市長は、第 5 条第 1 項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第 2 条第 2 項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

- 2 市長は、第 5 条第 2 項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第 11 条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第 12 条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(様式第 5 号)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第 13 条 第 10 条第 1 項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

- 2 第 10 条第 2 項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容にかんがみ、市長が必要と認める期間とする。
- 3 身分証明書の更新手続は、第 4 条の規定に準じて行うものとする。

第 4 章 保管及び返納

(保管)

第 14 条 市長は申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第 15 条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第 5 章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第 16 条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第 17 条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第 6 章 雑則

(雑則)

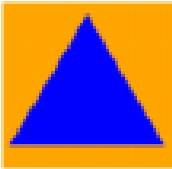
第 18 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第 19 条 那珂市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、経済環境部環境安全課が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：那珂市 1)
帽 章	帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示 航空機の両側面に表示		

様式第 1 号(第 2 条関係)

表面			裏面	<table><tr><td>身長/Height</td><td>眼の色/Eyes</td><td>頭髪の色/Hair</td></tr></table>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair					
	那珂市長 身分証明書 IDENTITY CARD		その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type				
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defense personnel 氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約及び 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as 交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日/Date of expiry			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER				
			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder			

様式第2号(第4条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

[illegible]

様式第3号(第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

那珂市長 様

私は、国民保護法第 158 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) (ローマ字)		生年月日(西暦) 年 月 日	
申請者の連絡先 住所：〒 電話番号： E-mail：		写真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ)	
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身長： cm 眼の色： 頭髮の色： 血液型： (Rh 因子)			

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)	
資格：	
証明書番号：	交付等の年月日：
有効期間の満了日：	
返納日：	

様式第4号(第9条関係)

特殊標章再交付申請書

那珂市長 様	年 月 日
住所 _____ (電話 _____)	申請者 _____
氏名 _____	印 _____
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失(破損等)年月日 3 紛失の状況(破損等の理由) 4 その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5号(第12条関係)

身分証明書再交付申請書

那珂市長 様	年 月 日
住所 _____ (電話 _____)	申請者 _____
氏名 _____	印 _____
1 旧身分証明書番号 2 理由 3 その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

備考 1 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

第 3 避難施設のデータベース

第3 避難施設のデータベース

整理番号	施 設							管理窓口	
	名 称	所在地			連絡先		管理者名	連絡先	
		郵便番号	市	住 所	電 話 (029)	FAX		名称	電 話 (029)
1	旧本米崎小学校	311-0101	那珂市	本米崎 2706-1			那珂市	教育委員会	2961113
2	本米崎公民館	311-0101	那珂市	本米崎 1513	2950470		地区	本米崎	
3	那珂市立横堀小学校	311-0103	那珂市	横堀 1502-1	2980255		那珂市	教育委員会	2961113
4	横堀公民館	311-0103	那珂市	横堀 1722-1	2950462		地区	横堀	
5	ふれあいセンターよこぼり	311-0103	那珂市	横堀 1526-1	2708007		那珂市	市民協働課	2981111
6	茨城県立笠松運動公園	311-0102	那珂市	向山 1280-1	2020808		茨城県	教育庁	2020808
7	那珂市立第二中学校	311-0107	那珂市	額田南郷 2386-4	2981045		那珂市	教育委員会	2961113
8	那珂市立額田小学校	311-0108	那珂市	額田北郷 311	2986838		那珂市	教育委員会	2961113
9	額田公民館	311-0108	那珂市	額田北郷 612	2950477		地区	額田	
10	那珂市立菅谷小学校	311-0105	那珂市	菅谷 2378-1	2980004		那珂市	教育委員会	2961113
11	那珂市立菅谷西小学校	311-0105	那珂市	菅谷 4542-1	2952151		那珂市	教育委員会	2961113
12	那珂市立菅谷東小学校	311-0105	那珂市	菅谷 891-2	2954007		那珂市	教育委員会	2961113
13	那珂市立第一中学校	311-0111	那珂市	後台 2547	2980040		那珂市	教育委員会	2961113
14	那珂市立第四中学校	311-0105	那珂市	菅谷 2476	2952151		那珂市	教育委員会	2961113
15	保健センターひだまり	311-0105	那珂市	菅谷 3198	2708071		那珂市	社協	2708071
16	那珂市中央公民館	311-0118	那珂市	福田 1819-5	2985680		那珂市	教育委員会	2981111
17	那珂市立五台小学校	311-0114	那珂市	東木倉 960-1	2981109		那珂市	教育委員会	2961113
18	茨城県立水戸農業高等学校	311-0114	那珂市	東木倉 983	2986266		茨城県	教育庁	2986266
19	茨城県立那珂高等学校	311-0111	那珂市	後台 1710-1	2952710		茨城県	教育庁	2952710
20	旧戸多小学校	311-0122	那珂市	戸 2297			那珂市	教育委員会	2961113
21	那珂総合公園	311-0121	那珂市	戸崎 428-2	2970077		那珂市	教育委員会	2961113
22	宿農村集落センター	311-0122	那珂市	戸 3628-2	2970941		地区	宿	
23	那珂市立第三中学校	311-0134	那珂市	飯田 3645	2981128		那珂市	教育委員会	2961113
24	那珂市立芳野小学校	311-0134	那珂市	飯田 3992	2980127		那珂市	教育委員会	2961113
25	ふれあいセンターよしの	311-0134	那珂市	飯田 307	2952637		那珂市	市民協働課	2981111
26	那珂市立木崎小学校	311-0136	那珂市	門部 2765	2985421		那珂市	教育委員会	2961113
27	門部台農村集落センター	311-0136	那珂市	門部 2715-2			地区	門部	
28	静公民館	319-2106	那珂市	静 564-1	2962718		地区	静	
29	下大賀公民館	319-2107	那珂市	下大賀 1526-1			地区	下大賀	
30	那珂市立瓜連小学校	319-2102	那珂市	瓜連 1296	2960021		那珂市	教育委員会	2961113
31	総合センターらぼーる	319-2105	那珂市	古徳 371	2961651		那珂市	市民協働課	2981111
32	古徳公民館	319-2105	那珂市	古徳 191-4	2963522		地区	古徳	
33	平野コミュニティセンター	319-2104	那珂市	平野 1800-333	2963082		地区	平野	
34	那珂市瓜連体育館	319-2105	那珂市	古徳 310	2960488		那珂市	教育委員会	2961113
35	那珂市立瓜連中学校	319-2102	那珂市	瓜連 1015	2960049		那珂市	教育委員会	2961113
36	中里公民館	319-2103	那珂市	中里 583-5	2963347		地区	中里	
37	ふれあいセンターごだい	311-0111	那珂市	後台 1491-43	3532666		那珂市	市民協働課	3532666

	避難施設の面積		保有設備							構造			災害 対策 基本 法上 の避 難場 所と して の指 定	非 常 用 電 源 の 有 無	大 型 車 の ア ク セ ス	備 考
	屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・ シャ ワー 設備	給 食・ 調 理 設 備	冷 暖 房 設 備	障 害 者 用 ト イ レ	エ レ ベ ー タ ー	ス ロ ー プ	コン クリ ー ト 造 (RC・ SRC を含)	そ の 他	階 数				
FAX (029)	面積 (㎡)	面積 (㎡)														
2963177	2,897	25,902	○	×	×	×	○	×	○	○		2	○	×	○	
	287	1,057	○	×	×	×	×	×	×		○	1	○	×	○	
2963177	5,129	18,654	○	×	×	×	○	×	○	○		2	○	×	○	
	316	955	○	×	×	×	×	×	×		○	1	○	×	○	
3521021	1,044	10,412	○	×	○	○	○	×	○	○		1	○	○	○	
2026661	6,133	561,000	○	×	×	×	○	×	○	○		2	○	○	○	
2963177	6,130	52,681	○	×	×	×	○	×	○	○		3	○	×	○	ヘリポート
2963177	4,014	16,562	○	×	×	×	○	×	○	○		3	○	×	○	
	226	1,149	○	×	×	×	○	×	×		○	1	○	×	○	
2963177	5,687	21,988	○	×	×	×	○	×	○	○		3	○	×	○	
2963177	4,455	22,843	○	×	×	×	○	×	○	○		3	○	×	○	
2963177	5,461	28,770	○	×	×	×	×	×	○	○		3	○	×	○	
2963177	8,492	40,605	○	×	×	×	○	×	○	○		3	○	×	○	
2963177	6,958	41,773	○	×	×	×	×	×	○	○		3	○	×	○	ヘリポート
2988890	3,057	9,512	○	○	○	○	○	○	○	○		2	○	○	○	
2956972	3,872	16,286	○	×	○	○	○	×	○	○		2	○	○	○	
2963177	5,235	26,288	○	×	×	×	○	×	○	○		3	○	×	○	
2954780	29,580	490,717	○	○	○	○	○	×	○		○	3	○	×	○	ヘリポート
2954640	6,713	530,170	○	○	×	○	○	×	○	○		3	○	×	○	
2963177	3,004	14,842	○	×	×	×	○	×	○	○		2	○	×	○	
2963177	6,593	197,171	○	○	×	○	○	○	○	○		2	○	○	○	ヘリポート
	203	835	○	×	×	×	×	×	×		○	1	○	×	×	
2963177	5,822	51,492	○	×	×	×	○	×	○	○		3	○	×	○	
2963177	4,013	17,703	○	×	×	×	○	×	○	○		3	○	×	×	
3521021	939	9,212	○	×	○	○	○	×	○	○		1	○	○	○	
2963177	3,416	16,305	○	×	×	×	○	×	○	○		2	○	×	○	
	205	879	○	×	×	×	×	×	×		○	1	○	×	×	
2963177	165	2,080	○	×	×	×	×	×	×		○	1	○	×	×	
2963177	302	3,787	○	×	×	×	×	×	×		○	1	○	×	×	
2963177	6,604	22,200	○	×	×	×	○	×	○	○		3	○	×	○	
3521021	4,421	7,434	○	○	○	○	○	×	○	○		2	○	○	○	
2963177	231	2,222	○	×	×	×	×	×	×		○	1	○	×	×	
	395	3,471	○	×	×	×	×	×	×		○	1	○	×	○	
2963177	1,499	5,888	○	×	×	×	×	×	×	○		2	○	×	○	
2963177	5,023	21,944	○	×	×	×	○	×	○	○		2	○	×	○	
2963177	248	1,184	○	×	×	×	×	×	×		○	1	○	×	○	
3521021	1,118	8,561	○	×	○	○	○	×	○	○		1	○	○	○	